

2022 AUTUMN 情報誌

日防設ジャーナル

- 最新の犯罪情勢：Miraiボットの観測状況と防犯機器における各種対策等について
- 知って欲しい防犯対策：自動車盗手口【CANインベーター】
- 特別寄稿：あさま山荘事件から50年



No.138

爽秋号



公益社団法人 日本防犯設備協会

❖ 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内 ❖

IT方式で実施しています

特にこんな方にオススメ!!

防犯、セキュリティ関係の業務で、
防犯の基礎、設備機器、設計、施工等の基本を
しっかり勉強したい方に最適な資格です。

- ・忙しくて講習・受験にまとまった時間をとれない方
- ・受験日等の予定を頻繁に変更しなければならない方
- ・全国どこでも受験可能（宿泊費不要、交通費最小）



IT方式

年間4回実施

講習

講習動画をオンライン配信
時間、場所の制約無し
繰り返し視聴可能

試験

試験は110分間1つに統合
全国47都道府県、約300か所の
テストセンター^(注)の中から
約2か月間の中で各自が自由に受験日を予約



オフィスで



カフェで



家で



テストセンターの様子

(注)：テストセンターには多数のPCが配置されており、試験はPCのマウスで正答をクリックします。
また、入場前に受付で本人確認を行い、私物はロッカーに入れます。



公益社団法人 日本防犯設備協会

問合せ先：03-3431-7301

URL：<https://www.ssaj.or.jp/>



テストセンターの使用は、(株)CBT-Solutionsのご協力をいただいています。
テストセンターの詳細は、下記のURLを参照してください。
<https://cbt-s.com/testcenter/>

防犯設備士養成講習・資格認定試験の日程

年度	NO	回数	募集・講習・試験の日程
2022年度	1	第118回 (募集終了)	募集：4/15～5/26 講習：4/21～6/30 試験：4/24～6/30
	2	第119回 (募集終了)	募集：7/15～8/25 講習：7/21～9/30 試験：7/24～9/30
	3	第120回	募集：10/17～11/27 講習：10/23～12/27 試験：10/26～12/27
	4	第121回 (2023年)	募集：1/16～2/26 講習：1/22～3/31 試験：1/25～3/31

==== 受講・受験の方式が大きく変わりましたのでご注意ください。 ====

【受講】

講習動画をオンライン配信しますので、インターネット回線（Wi-Fiも可）と接続する機材（PC、タブレット等）が必要です。スマートフォンでも視聴可能ですが、講習時に画面に表示する資料が小さくなってしまいます。また、別途有償でDVDを準備しています。

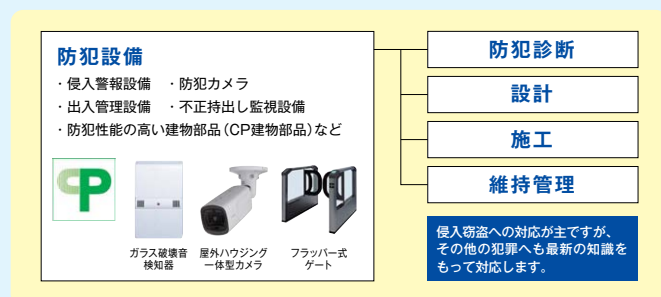
【受験】

全国47都道府県にある約300か所のテストセンターの中から各自がインターネットで予約する方式です。予約日の3日前までなら会場の空きがあれば各自で場所、時間を変更可能です。

防犯設備士は「防犯のプロフェッショナル」

防犯設備士は、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として当協会が認定する資格で、1992年より現在までに、約31,000の方が、資格を取得し、「防犯のプロフェッショナル」として、警察、自治体や各地域の防犯設備士関連の地域協会と連携し、地域の防犯対策や安全安心まちづくりなどに活躍しています。

また最近では、防犯カメラ等の防犯設備を調達する際に自治体の入札仕様書に、「施工・調整や保守点検については、防犯設備士の有資格者が行うこと」ということが記載されることもあり、防犯設備士の役割がますます重要になってきています。



日防設ジャーナル

2022 爽秋号 No.138

CONTENTS

巻頭言	コロナ禍における環境変化	3
	パナソニック コネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 公共システム推進部 部長 吉田 剛	
リレートーク	音による安全・安心	4
	TOA株式会社 取締役執行役員 グローバル開発本部長 谷口 方啓	
最新の犯罪情勢	Miraiボットの観測状況と防犯機器における各種対策等について	7
	警察庁サイバー警察局サイバー企画課 課長補佐 櫻井 仁	
施工要領書の紹介		13
知って欲しい防犯対策	自動車盗手口CANインバーダー	29
	公益社団法人 日本防犯設備協会 自動車・オートバイ委員会	
地域協会だより	石川県防犯設備促進協会の紹介	31
	石川県防犯設備促進協会の会長 株式会社マスターキー 代表取締役社長 中島 大輔	
活躍する防犯設備士	防犯片づけからアプローチする親子防犯と地域防犯	34
	フリーアナウンサー・整理収納アドバイザー・防犯設備士/秋田県防犯設備協会 柳瀬 わかな	
総合防犯設備士コーナー	学校110番非常通報装置～いち早い通報システムの確立を目指して～	36
	NPO法人東京都セキュリティ促進協会 理事 株式会社ライフネット 代表取締役 青木 一	
特別寄稿	あさま山荘事件から50年	39
	公益社団法人 日本防犯設備協会 特別講師 富田 俊彦	
防犯設備士コーナー		
	防犯設備士の更新講習実施状況レポート	41
	防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内	43
	総合防犯設備士受験セミナー・資格認定試験のご案内	43
	防犯設備士(優良)について	44
補助金・助成金活用PRチラシ		45
防犯設備士の地域活動拠点		47
協会出版物の販売についてのご案内		48
協会技術標準の販売についてのご案内		49
コラム 「散歩」		51
	株式会社アート 技術本部技術開発部開発課 主任 片山 匠人	
編集後記／奥付		52

巻頭言

コロナ禍における環境変化

公益社団法人 日本防犯設備協会 常任理事
パナソニック コネクト株式会社
現場ソリューションカンパニー 公共システム推進部 部長

吉田 剛



1年前の夏にコロナ禍の中で、オリンピック・パラリンピック東京大会が開催されましたが、かなり昔のことに感じております。その後もコロナは変異株を経て終息することなく、第7波まで続いている状況であります。もう2年半以上、コロナと共存していることとなります。こうしたコロナ禍において、対面での人とのやり取りが難しい状況の中で、創意工夫を重ねながら、「オンライン」での会議・授業・診察・スポーツ観戦・音楽鑑賞・観光等を実現できる環境が急速に作られてきました。必然的にネットワーク環境が整備され、デジタルテクノロジーが進化したと思います。政府も更にデジタルトランスフォーメーションを加速させるべく様々な重点施策を掲げております。

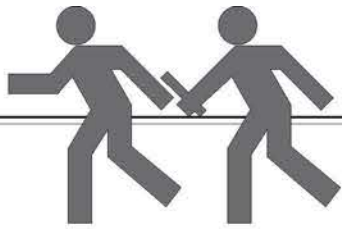
一方、最近ではコロナと共存しながらの「リアル」環境が、制限はあるものの徐々に復活してきております。「リアル」が増えてくることでの、人との対面コミュニケーション・交流の大切さ、スポーツ観戦・コンサート等での生の音、迫力の素晴らしさを改めて感じます。今後のコロナ状況を予測することは難しいですが、いずれにしても「リアル」と「オンライン」の良さを融合した、ハイブリッドな新たな仕事のスタイルや生活様式が形成されていくと感じております。

今後のハイブリッド的な新たな世の中において、また人生100年時代とも言われている中で、昨

今、健康への意識が高まってきていると感じております。特にコロナ禍において体の免疫力アップの必要性などが指摘されており、バランスの良い食事、質の高い睡眠、適度な運動の大切さが改めて見直されていると感じます。

私自身は健康維持・増進の取組みとして、ここ数年のコロナ禍で鈍った体を絞るために、ジョギング、ストレッチ体操、筋力トレーニングを始めてみました。特にストレッチ体操は、普段あまり使っていない部分に負荷を与えることで柔軟性を高めることができる為、老化防止、健康維持には効果的であると言われております（ヨガも効果があり、最近はヨガ人口が増えているようです）。但し何事も無理をすると怪我に繋がりますので、徐々に鍛えながら、しっかり継続して、体力向上・維持に努めていきたいと考えております。

最後になりますが、日本防犯設備協会もコロナ禍において模索しながら「リアル」と「オンライン」を融合して、委員会活動、セミナー、各種会議等を実施してきております。また防犯設備養成講習・資格認定試験は2021年度からIT化され、受験生の利便性が大幅に向上しております。私自身も今後の協会活動の益々の活性化に向けて取り組んで参りたいと思います。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。



「音による安全・安心」

公益社団法人 日本防犯設備協会 理事
TOA 株式会社 取締役執行役員 グローバル開発本部長

谷口 方啓



当社は「音」と「映像」を扱う世界でも数少ないメーカーの一つです。

1934年にマイクロホン、アンプ、スピーカーなど「音」のメーカーとして創業しました。その後1983年に「映像」でのセキュリティ分野へ進出し今日に至ります。

「防犯設備」と聞いて思い浮かべるものは何でしょうか?おそらく映像監視装置、センサー、アクセスコントロールなどが挙げられると思いますが、防犯における「音」についてはあまり語られていないように思います。

今回リレートークの機会をいただき、社会の人々に対し、防犯に限らず広い意味で「安全・安心」を提供するために「音」がお役立ちできること、というテーマで書かせていただきたいと思います。

当社の事業の柱の一つに非常用放送設備があります。

1968年に有馬温泉の旅館で火災が発生し30の方が亡くなるという痛ましい事故がありました。当時火災報知器はありましたが、非常ベルが鳴るだけで、宿泊客はどうして良いか分からず避難行動が遅れてしまいました。この事故を目の当たりにした社員たちは「この事態を解決できるのは音響メーカーであるうちの仕事だ!」と一念発起し、「非常用放送設備」の実現に着手しました。非常時に人々を安全に避難させるために適切な情報を音声で伝えられるようにする、そのためにはどのような機器をどのように設置するのか、どのような音声を流すのか、消防庁の担当部署と共に基準を明確にして法制化をすすめる、並行して急ピッチで商品開発に取り組みました。そして翌年には改正消防法に適合した非常用放送設備(写真)を発売しました。その後も認定制度の導入・運用改善、緊急地震速報対応、多言語対応など、緊急時の安全・安心につながるアップデートを今に至るまで継続しています。

また、近年地震や津波、また豪雨や噴火などの自然災害が世界各地で頻発しており、減災・防災の重要性は高まっています。災害が起こったとき、「音」による誘導は人々の安全を守るために非常に重要な役割をもちます。



非常用放送設備TA-265S

2011年3月に発生した東日本大震災においては、大津波を報せる放送が多くの人命を救いましたが、一方でギリギリまでマイクで町民に避難を呼びかけていた方々が命を落とすという痛ましい出来事もありました。より明瞭な音をより遠くまで響かせ、人々に危険を報せることができるホーンアレイスピーカーを当社は開発しましたが、更には人が介在しなくても自動的に自律的に遠隔地から放送できるような技術・商品を実現し、人々の安全・安心を追求しつづけなければならないと考えています。

非常放送・防災放送の歴史について触れましたが、「音」が安全・安心を実現できるのは、音には強力な報せる力があるからと考えています。

多くの方が、毎朝目覚まし時計のお世話になっているかと思います。アラームが鳴ったら聴こえる（なかなか聴こえない方もいらっしゃると思いますが）のは何故でしょう？一方で、寝ている人の前に「朝です起きてください」と書いた紙を置いてみても気づくことはありませんね。目を閉じていても、ぼーっとしている時でも、耳は休まずに常に働き続けており、何か意味のある音がすればそれに気づくのです。

現在、実にさまざまな情報がスマートフォンに表示できますが、いくらスマホに詳細な情報を送信したとしても、その人がスマホを手にしないう限り、その情報は届きません。しかし、着信音が鳴れば、「何か来た？」とスマホに手を伸ばします。これこそが「音の報せる力」です。

火災や地震など非常事態が発生した際、いち早くそれを多くの人々に一斉に報せることができるのが音であり、音の報せる力が発揮される場面です。

このような「音の報せる力」が、非常・防災だけでなく、防犯その他の分野でもお役立ちできる、特に、音に映像、センサー、アクセスコントロールなどを組み合わせれば、より高度な安全・安心を実現できるのではないかと考えます。

一つの例として、昨年、福岡市にて実証実験を行った「防犯カメラを活用した悪質・迷惑な客引き対策」を紹介させていただきます。

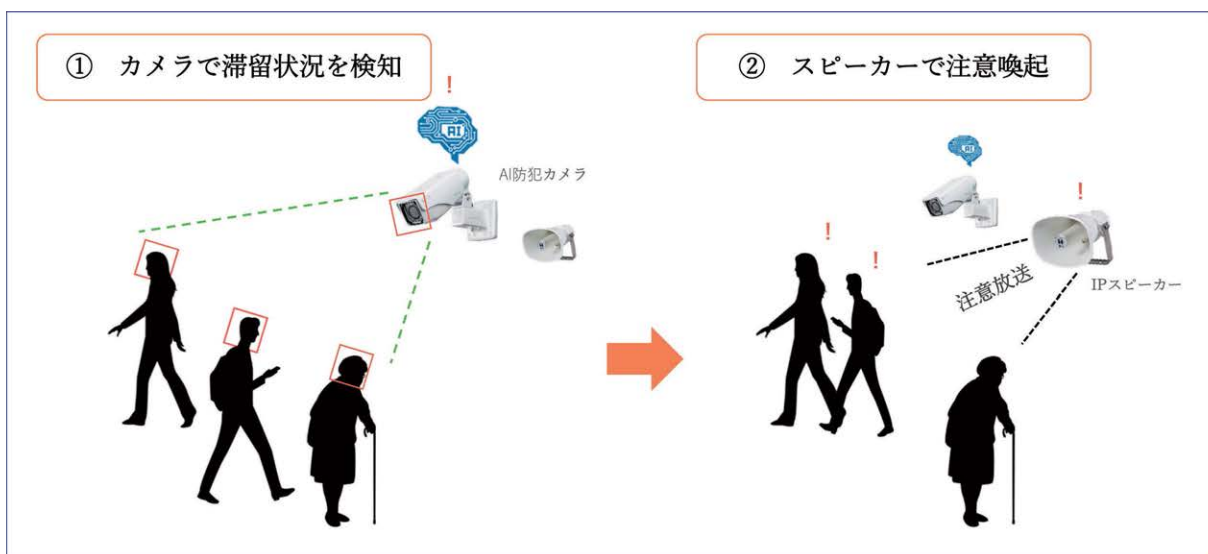
次頁(イラスト)のように、繁華街において客引きが多く集まる場所にAIの学習済みモデルを実装した防犯カメラを設置し、人混み状況を検知します。撮影範囲内において事前に設定した人数以上をカウントすると、併設したIPスピーカーから事前に登録した音源コンテンツを再生し注意喚起放送を行います。

放送後の客引きや来街者の行動をカメラで分析し、悪質・迷惑な客引き対策としての有用性の検証もできます。これらの検知・分析はカメラ内部で行うため、顔など個人を特定する映像が外部に漏れることもありません。

その結果、実際の客引きから「やりづらくなった」という声が聞かれたなど、効果が認められました。定型文の単純リピートではなく、リアルタイムに自分に対して言われていると感じることが迷惑行為の抑止につながった例です。

このように、現場の様子を確認するカメラと現場に対して放送するスピーカーを組み合わせることで、より効果的な防犯対策が可能になります。

他にも、現場の音を拾うことも有用です。例えばある場所に人が異常に集まっていたとして、映像だけではその理由が分からない状況でも、現場の音に加わることでより詳しく把握できるでしょうし、悲鳴や衝撃音などをトリガーとしていち早く映像を確認し、より適切に犯人への警告や被害者の誘導が出来るなど、さらに高度な安全・安心につなげることも可能です。今後さらに、映像と音とがクラウド・ネットワークとAIにより結合・連携することで、人々の安全と安心に一層貢献できるのではないかと考えます。



防犯カメラを活用した悪質・迷惑な客引き対策

当社は2020年12月に兵庫県宝塚市に新研究開発拠点「ナレッジスクエア」をオープンしました。多種多様な人々や情報が集い、新しい価値を共に創り出す「共創」の場となることが中心コンセプトです。様々な方々との共創により、より高度な社会の安全と安心を実現できればと思います。

「音と言えばTOA」と思い出していただき、お声がけいただければと思っておりますのでよろしくお願ひします。

Miraiボットの観測状況と 防犯機器における各種対策等について



警察庁サイバー警察局サイバー企画課 課長補佐 櫻井 仁

■はじめに

防犯カメラ等の防犯機器は、その普及に伴い、犯罪抑止や犯罪行為解明に大きく貢献しています。また、防犯機器をインターネットに接続することにより、遠隔監視することも可能になり、個人向けにスマートフォンのアプリで自宅を遠隔で監視できる製品も販売されています。このような中、防犯機器におけるセキュリティ対策の重要性が増加しています。

本稿では、警察庁におけるマルウェアMiraiの観測状況、各種対策等について説明いたします。
なお、文中の意見に渡る箇所は私見であることをご承知おきください。

■サイバー警察局の発足概要

サイバー空間の社会的な重要性等がますます高まり、セキュリティ確保に当たっての課題が山積する中、様々な主体がそれぞれの役割に応じて多角的に対策を強化していく必要があります。こうした中、警察としては、重大サイバー事案や国際捜査、犯罪インフラ対策、セキュリティ事業者等との官民連携など、治安機関として幅広い施策を展開することが求められています。

そうした中、令和4年4月1日、警察庁にサイバー警察局を設置するとともに、関東管区警察局に重大なサイバー事案について、国の機関として直接捜査等を行うサイバー特別捜査隊を設置しました。

○サイバー警察局

サイバー警察局の役割と目的について説明します。従前、サイバー分野については、警察庁各局がそれぞれの所掌を踏まえつつ連携し、サイバー事案に関する情報収集・分析、対策、人材育成等の事務を行っており、部門間の調整や情報共有が必要な際には、長官官房がその調整役を担っておりました。しかしながら、サイバー分野については各局間にまたがる事案も多く、深刻化するサイバー空間の情勢において的確に対処していくためには、長官官房が間に入る以前の体制では、情報共有の不足や遅れにより、対処に支障を来すケースも発生しかねない状況でした。

そのため、サイバー警察局では、今まで各局が対応していたサイバー関連事務を一元的に所掌し、生安、警備等の他部門と緊密に連携し、サイバー空間・実空間の両者にわたって隙間なく対応することで、迅速な情報集約を図り、各種サイバー事案に的確に対処していくことを目指しています。

○サイバー特別捜査隊

サイバー特別捜査隊は、国家が背景にあるサイバー攻撃や全国的な被害を及ぼすサイバー犯罪等、国家的・全国的規模で対処しなければならない重大サイバー事案に対して、国が直接捜査できるようにすることで、サイバー事案捜査をより強力に推進していくために、関東管区警察局に設置されています。

サイバー事案が発生した場合、その他の犯罪と同様、都道府県警察において、被害者からの通報などにより被害を認知し初動捜査を行います。その結果について都道府県警察から報告を受けたサイバー警察局は、サイバー特別捜査隊が捜査すべきと判断した事案（重大サイバー事案）について、サイバー特別捜査隊に指示を行い、サイバー特別捜査隊が当該指示に基づき捜査を行います。（図1）

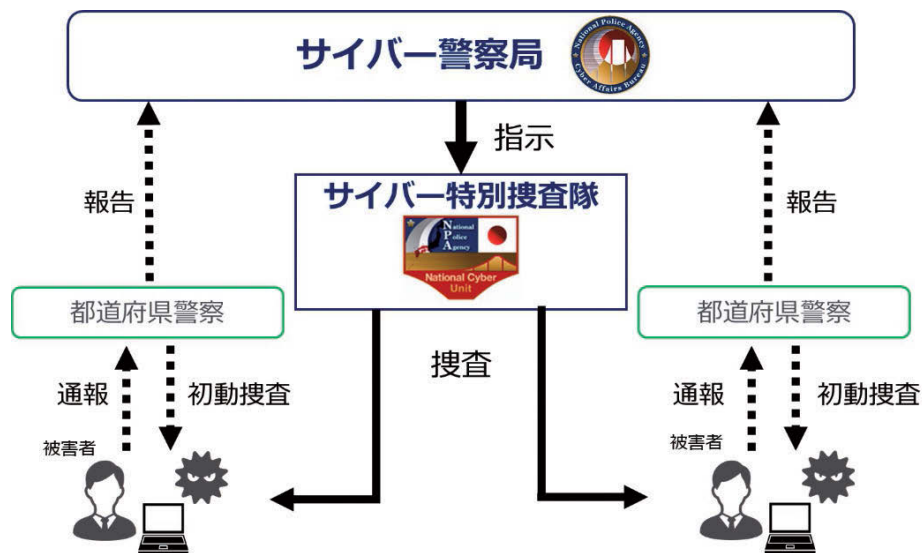


図1 国内で事案が発生したケースにおける捜査の流れ

重大サイバー事案の捜査においては、原則としてサイバー特別捜隊と都道府県警察の合・共同捜査になりますが、都道府県警察の重要性は何ら変わらず、引き続き捜査の主体として治安の維持に当たることになります。

■防犯カメラやレコーダ等IoT機器に感染するマルウェアMiraiとは

Miraiは、ネットワーク機器やインターネットに接続した防犯機器などのIoT機器に感染し、DDoS攻撃^{*1}を行うマルウェアです。また、感染したIoT機器が自動的に感染先を探して自己増殖するように作られています。

○動作概要

- ① 侵入手口・・・辞書攻撃。デフォルトID/パスワード。システム毎の固定ID/パスワード等。
- ② C&Cサーバから指令・・・攻撃指令。アップデート指令。
- ③ DDoS攻撃・・・C&Cサーバから感染機器に攻撃指令をする。
- ④ 感染拡大・・・他のIoT機器に感染拡大動作をする。

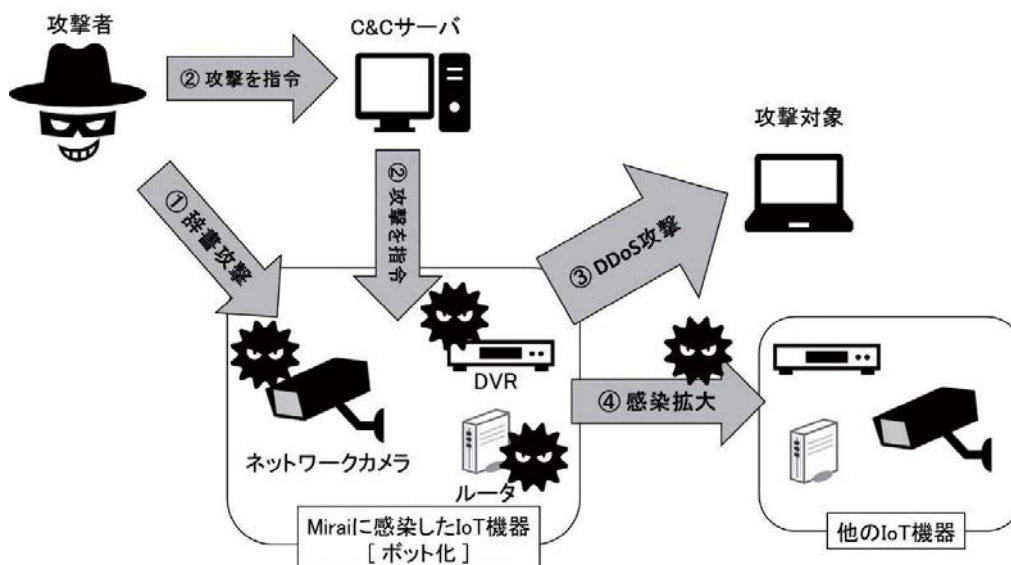


図2 IoT機器に感染するMiraiの動作概要

^{*1} DDoS攻撃とは、サーバに対して大量のリクエストを送りつけ、サーバを機能停止に陥らせますが、Miraiボットにおいては、一般的なDDoS攻撃とは違い規模が大きいのが特徴です。

Miraiに感染してもIoT機器は本来の動作をしていることから、利用者において直ちに感染に気付かないことが特徴です。また、IoT機器は専用機器であるため、直接IoT機器にウイルス対策ソフトを導入することは困難です。

■警察庁におけるMiraiボット観測状況

警察庁のインターネット定点観測において、Miraiボットの特徴（宛先IPアドレスとTCPシーケンス番号の初期値が一致する）を有するアクセスを行うホスト（Miraiボット）数を観測しており、平成31年1月1日から令和4年8月31日までの間で観測したMiraiボット数の推移は図3のとおりです。平成31年1月のピーク後、しばらくの間落ち着いていましたが、令和4年5月頃から増え始め令和4年8月には、減少に転じています。（図3）

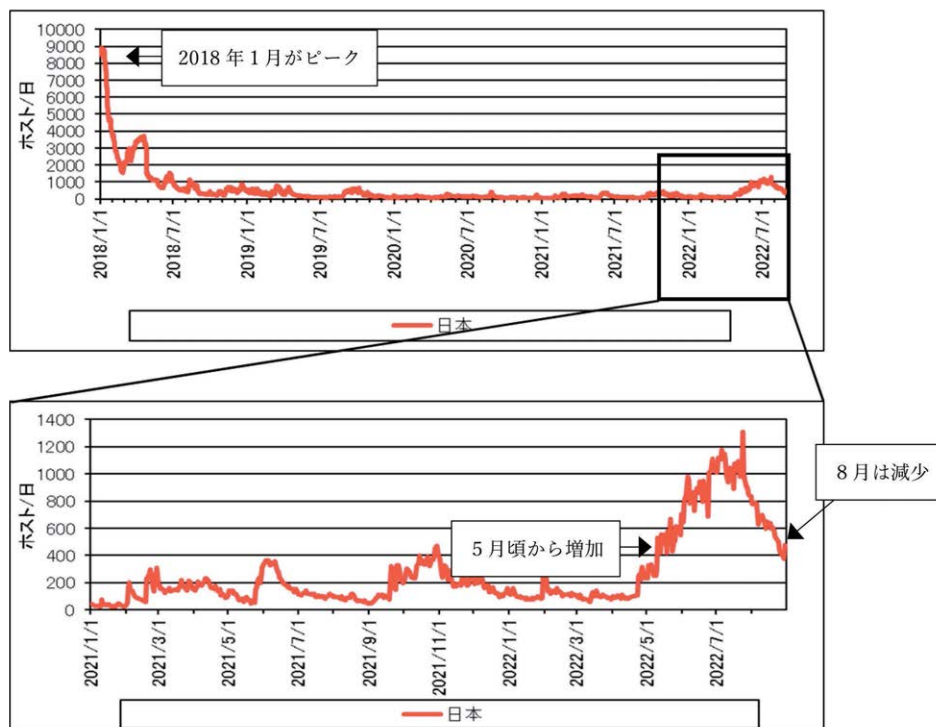


図3 日本国内からのMiraiボット数の推移(H30.1.1～R4.8.31)

令和4年5月1日から令和4年8月31日までの間における日本国内からのMiraiボットからのアクセスについて、詳細に分析したところ、その多くは23/TCPに対するアクセスでした。また、令和4年6月下旬以降では、22/TCPに対するアクセスが観測されるようになり、その後一か月弱の間、当該ポートに対するアクセスが増加しました。（図4）

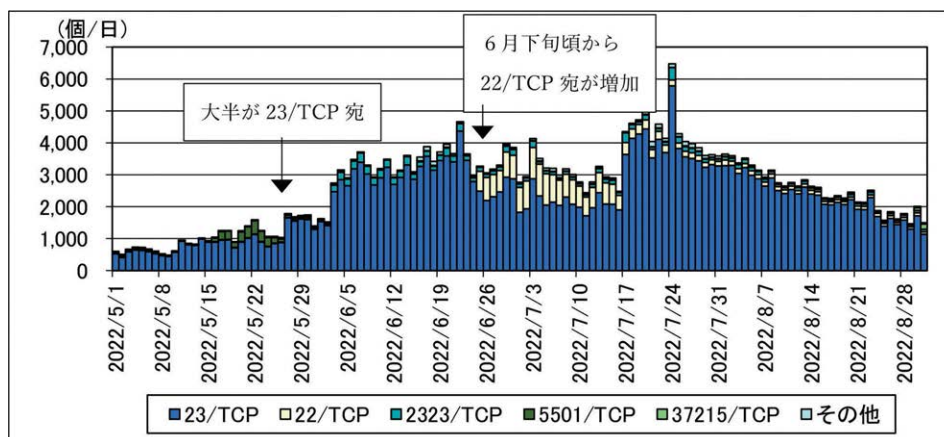


図4 日本国内からのMiraiボットからのアクセス件数の推移(宛先ポート番号別、R4.5.1～R4.8.31)

○23/TCP (telnet) のアクセスについて

日本国内からの23/TCPに対するアクセスを行うMiraiボットを調査したところ、17000/TCPが接続可能であり、DVRの製品名と思われる製品名が記載されていました。また、ブラウザで17000/TCPに接続したところ、認証画面が表示されました。(図5)

○22/TCP (ssh) のアクセスについて

日本国内からの22/TCPに対するアクセスを行うMiraiボットを調査したところ、80/TCPと50100/TCPが接続可能であり、プロダクト名に「Boa」というソフトウェア名とバージョン名が記載されていました。このバージョンではディレクトリトラバーサル の脆弱性 (CVE-2017-9833) が報告されています。また、ブラウザで80ポートに接続したところ、認証画面が表示され、海外メーカーと思われるDVRが動作している可能性があることがわかりました。(図6)

国内で動作しているDVR機器等で、Mirai (亜種) が感染拡大していた可能性があります。

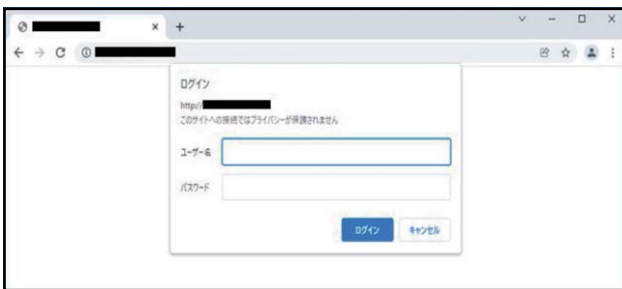


図5 23/TCPで観測したIPアドレスに接続した状況

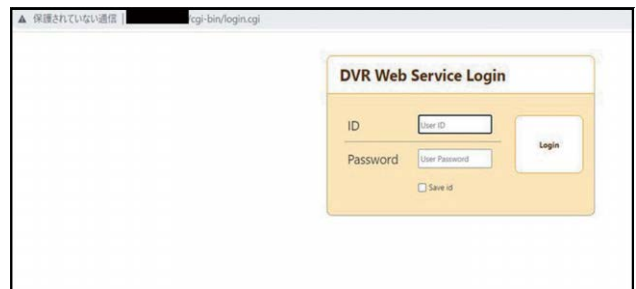


図6 22/TCPで観測したIPアドレスに接続した状況

■防犯機器を取り巻く課題とセキュリティ対策

○OEM製品でファームウェアの更新が困難な事例

OEM製品をとして販売されていた防犯機器において、OEM製造元が倒産したことにより、ファームウェアが更新できないケースが発生しています。(図7) この場合は、新たな脆弱性が発見されても対策が講じられたファームウェアが提供されることはありません。もし使用し続けた場合は、不具合の発生や攻撃される対象となる可能性があることから、早急にサポートされている製品に変更する必要があります。

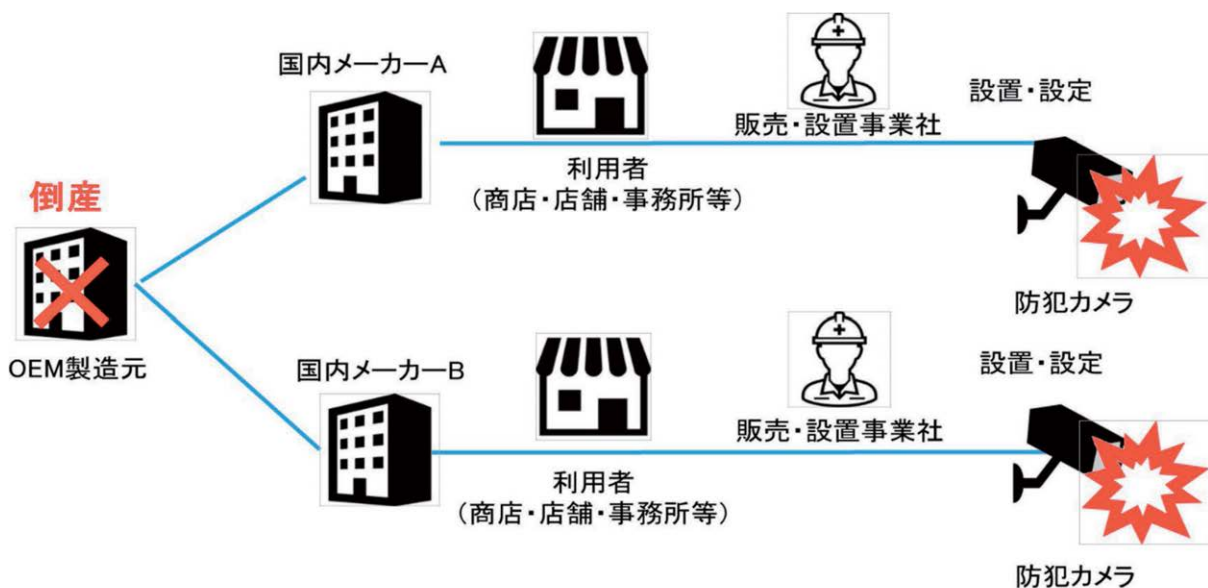


図7 ファームウェアの更新が困難な事例

○外部ネットワークから容易に接続されない工夫

IoT機器をインターネットに接続する場合には、直接インターネットに接続せず、ルータやFWを使用し外部から容易に接続出来ないようにしてください。また、ルータ等で防犯機器にポート転送設定をする場合は、インターネットに直接接続しているのと同様であるため、接続元IPアドレスの制限を行うかVPN等を活用し、外部から接続できない状態にするなど、より安全に防犯機器の運用を行う必要があります。(図8)

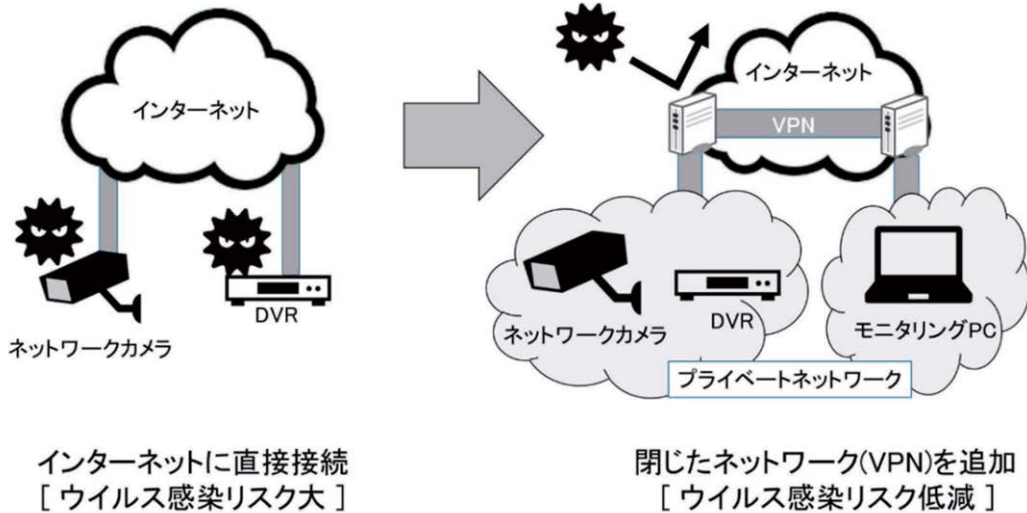


図8 防犯機器をVPN内に收容する接続例

○安全なVPNネットワーク構成例

インターネットを利用したネットワーク構成を検討する際は、IPoE (IP over Ethernet) 接続によるIPv6高速インターネットサービスでVPN接続の環境を構築することも有効と考えています。NGN網内のIPv6で拠点間接続 (VPN) を行い、ファームウェア等の更新に必要な接続は、IPv4でインターネットからダウンロードを行うVPNネットワーク構成例です。また、IPv4においては、プロバイダー側でNAT変換をしているため、インターネットからの接続はできないネットワーク構成になっており、両方の利点を生かしたハイブリット環境を構築することができます。

筆者が構築したネットワーク構成事例は、拠点間VPN (IPSec) のみIPv6で接続し、拠点間の内部ネットワーク及びインターネットへの接続はIPv4で接続するネットワーク構成です。(図9)

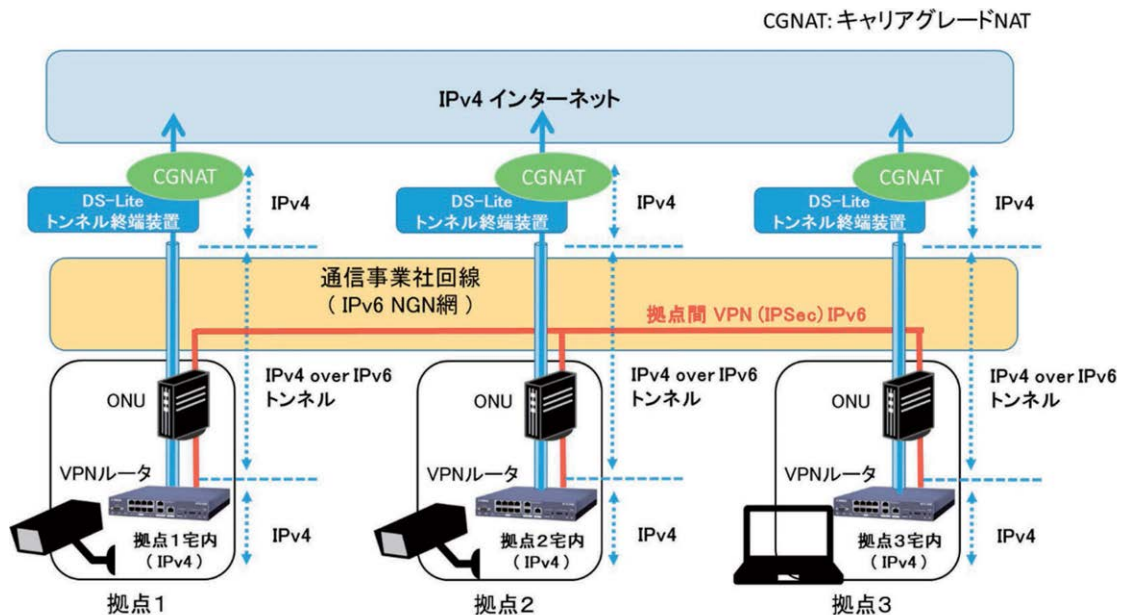


図9 VPN間をIPv6で接続しIPv4でインターネット接続するハイブリットネットワーク構成

○IoT機器におけるセキュリティ対策

- ・マルウェアに感染したIoT機器においては、初期パスワードで管理されているなど、パスワード管理の問題が考えられます。パスワードの変更や推測しにくいパスワードに設定するなどの対策が必要です。「admin」や「password」など、製造元が設定したIDやパスワードは、「辞書攻撃」に破られるおそれがあることから、必ず変更をしてください。
- ・脆弱性対策（ファームウェアアップデート）
製造元のウェブサイト等で周知される脆弱性情報を確認し、脆弱性が存在する場合にはファームウェアのアップデート等の適切な対策を実施してください。また、製造終了から年月が経過した製品は、製造元のサポートが終了し、脆弱性への対策が実施されない場合があります。そのような製品を使っている場合には、サポート中の製品への変更を検討してください。

■おわりに

警察庁の観測から分かるように、ピーク時から約4年が経過した現在でもMiraiボットは活動を続けています。紹介したセキュリティ対策を実施するだけでも、Miraiボットネットに感染するリスクは軽減します。また、感染しにくいネットワーク環境を構築することで、「当社のシステムが御社のネットワークからDDoS攻撃されている」と外部から抗議されることを避けることができます。Miraiボットに限らず、脆弱性を放置するとウイルス感染により、遠隔操作による情報漏洩のおそれがあるほか、情報セキュリティに関する事故や法令違反を起こせば、企業にとって重大な経営的影響を受ける可能性があります。

IoT機器だけでなく、デジタル端末はリリースから時間が経過すればするほど、脆弱性が発覚する可能性が高まります。こうした現実を受け止め、適切な対策をとるべきと考えます。

防犯設備士のみならず、防犯設備の専門家として、安心・安全な防犯設備の設置及び運用に携わっていることと思います。従来、防犯設備の設計・施工、維持管理に関する知識が中心でしたが、今日では防犯設備機器のみならず、ネットワーク技術やサイバーセキュリティなど幅広い知見が求められています。本稿が、IoT機器におけるサイバーセキュリティ対策に関する理解の深化と、それぞれの職場等におけるサイバーセキュリティ対策を見直すきっかけの一助となれば幸いです。

施工要領書（第2編：設計）

<Ver-3>

施工要領書Ver-3の連載について

公益社団法人 日本防犯設備協会の防犯に関するSES規格(独自認定規格)の中で、施工にかかわる規格(SES E 7002-4～SES E 7702-3から重要な内容を中心に解説)について、総合防犯設備士や防犯設備士で、これから施工を勉強されるという方に、SESを分かり易く解説した「施工要領書Ver-3」(第1編：通則*1、第2編：設計、第3編：施工(各種チェックリスト含む*2))を2020年2月に施工基準委員会でまとめ発行しました。

今号では前回の掲載に引き続き、第2編 設計の第9章、第10章、第11章を紹介いたします。

*1 1編については、用語の説明が中心なので連載から省いています。

*2 3編の各種チェックリストは、参考資料なので掲載からは省いています。

【前回紹介の章】

- 2021年 陽春号(4月)：設計編 1章 対象物件の地域環境等
2章 対象物件の見通し
- 2021年 爽秋号(10月)：設計編 3章 侵入阻止の意思表示
4章 基本警戒線の設定
- 2022年 陽春号(4月)：設計編 5章 防犯対象物件に対する警戒線の選択
6章 対象物件への侵入防御
7章 警戒方式における検知・警戒範囲
8章 対象物件の施設等級

【今回紹介の章】

- 2022年 爽秋号(10月)：設計編 9章 侵入警報設備の設計
10章 警戒線の設計
11章 機器の選定方法

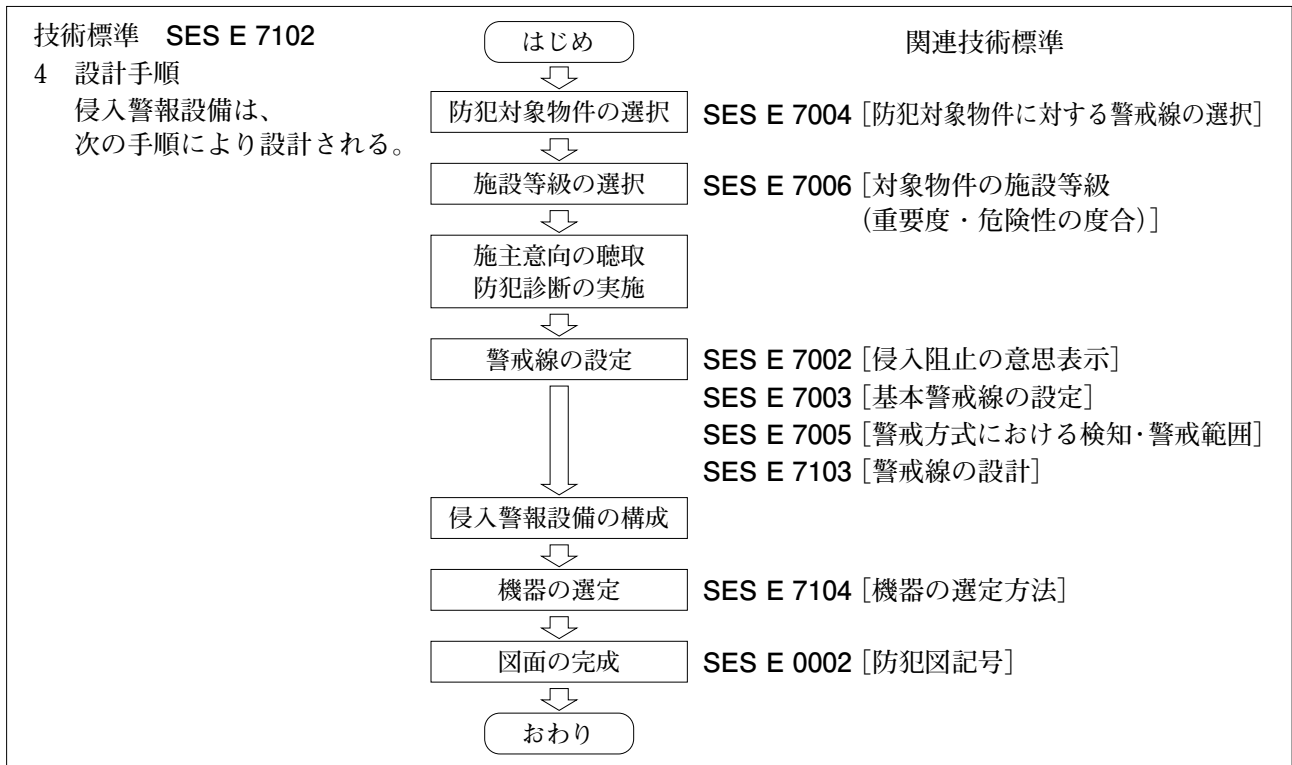
掲載の「施工要領書Ver-3」全体については当協会のHPに掲載していますので是非ご覧ください。

https://www.ssaj.or.jp/pubdoc/bohan_guidebook.html



第9章 侵入警報設備の設計

SES E 7102 [侵入警報設備の設計] の2.「目的」において、[この規定は、施設される侵入警報設備に関して、設計手順の標準化を図り、設計上、不備のない設備を構築することを目的とする]と記されている。したがって、この施工要領では、設計手順における各作業ごとの関連規定を明確にし、設計の統一化を可能にした。



技術標準 SES E 7102

4 設計手順

4.1 防犯対象物件の選択

SES E 7004 [防犯対象物件に対する警戒線の選択] に基づき対象物件を分類し、防犯診断に反映させる。

1 防犯対象物件の選択

解説

第5章「防犯対象物件に対する警戒線の選択」の大分類、中分類及び小分類の区分けから、対象物件を決定し、その対象物件で選択されている細分化警戒線を参考にし、防犯診断に反映させる。

技術標準 SES E 7102

4 設計手順

4.2 施設等級の選択

SES E 7006 [対象物件の施設等級 (重要度・危険性の度合)] に基づき、対象物件の等級を選定し、防犯診断に反映させる。

2 施設等級の選択

解説

第8章「対象物件の施設等級 (重要度・危険性の度合)」の施設等級と対象物件の例示を参考にし、防犯診断に反映させる。

技術標準 SES E 7102

4 設計手順

4.3 施主意向の聴取及び防犯診断の実施

次により、防犯診断を実施する。

(1)対象物件に対する侵入警報設備の目的	(2)対象物件の抱えている脆弱性
(3)立地条件、周囲環境	(4)対象物件の形態、用途
(5)運用条件、生活習慣	(6)予想される侵入経路、細分化警戒線ごとの侵入口と侵入方法
(7)周辺を含めて発生・未遂の犯罪事例の確認	(8)防犯診断結果の作成

3 施主意向の聴取及び防犯診断の実施

SES E 7102の4.3項 (1)～(8) により施主意向の聴取及び防犯診断の実施をする。

解説

1.1 対象物件に対する侵入警報設備の目的

警戒対象物を見極め、(2)～(7) の診断結果から対象物件の防犯に対する弱点を最大限に補う侵入警報設備の設計及び施工を目的としている。

1.2 対象物件の抱えている脆弱性

対象物件の立地条件、周囲環境、外壁、建造物の開口部、内部の間仕切りなど、及び推定侵入経路、運用条件などから、対象物件の抱えている脆弱性を診断する。

1.3 立地条件、周囲環境

第1章「対象物件の地域環境等」に基づき、対象物件の地域名称（住宅地域、商業地域及び特別地域）を決定する。

1.4 対象物件の形態、用途

第2警戒線の細分化警戒線ごとの構造（外壁、開口部及び出入口部）を把握し、第5章「防犯対象物件に対する警戒線の選択」に基づき、大分類、中分類、小分類の区分けから対象物件の用途を決定する。

1.5 運用条件、生活習慣

施主との打合により、「外出時の出入口」「操作する人」「家族構成、職業」「留守がちか」「管理人の有無」「夜間、休日の取扱い」「住居部分と店舗の使い分け」「高額商品の取扱い」「隣近所とのコミュニケーション」「在宅警戒、外出警戒の必要性」「危険物、薬品の有無と取扱い」など、運用条件、生活習慣を適切に把握する。

1.6 予想される侵入経路、細分化警戒線ごとの侵入口と侵入方法

第3章「侵入阻止の意思表示」及び第6章「対象物件への侵入防御」に基づき、細分化警戒線ごとの侵入口及び侵入方法を診断する。

1.7 周辺を含めて発生・未遂の犯罪事例の確認

第1章「対象物件の地域環境等」に基づき、対象物件周辺の安全度を診断する。

1.8 防犯診断結果の作成

防犯診断項目 (1)～(7) の結果を所定の書式にまとめる。

技術標準 SES E 7102

4 設計手順

4.4 警戒線の設定

4.4.1 警戒線の選択

防犯診断結果に従い、SES E 7103 [警戒線の設計] に基づいて、警戒線の適切な選択を行う。

4.4.2 警戒線の設定

防犯診断結果に従い、SES E 7005 [警戒方式における検知・警戒範囲]、SES E 7103 [警戒線の設計] に基づいて、警戒線の適切な設定をおこなう。

4.4.3 警戒線の設定禁止

SES E 7002 [侵入阻止の意思表示] に基づき、侵入阻止の意思表示ができない場所に、警戒線を設定してはならない。

4 警戒線の設定

4.1 警戒線の選択

第5章「防犯対象物件に対する警戒線の選択」の対象物件一覧表による「○：望ましい」及び「□：条件により設置」の項目に対し、防犯診断の結果及び第10章「警戒線の設計」に基づいて、警戒線の選択を行う。

4.2 警戒線の設定

対象物件ごとの選択された警戒線に対し、第7章「警戒方式における検知・警戒範囲」及び第10章「警戒線の設計」に基づいて、最も適した警戒線の設定を行う。

4.3 警戒線の設定禁止

侵入阻止の意思表示のない場所に施設される侵入警報設備は、故意、偶然に関わらず侵入されることによる警報の発生など種々の障害が発生するため、警戒線の設定を禁止している。

技術標準 SES E 7102

4 設計手順

4.5 侵入警報設備の構成

使用者側の侵入警報設備の運用形態をフロー図に作成し、運用に適合した構成とする。

5 侵入警報設備の構成

使用者側の侵入警報設備の運用形態をフロー図に作成し、運用に適合した構成とする。

解説

侵入警報設備の構成を決定するために、本章1～4のデータに基づき、運用フローの作成、防犯診断による脆弱部分の明確化、警戒箇所の確定、機器類の選定、機器配置の決定、警戒区域の設定をし、設備構成を決定する。

技術標準 SES E 7102

4 設計手順

4.6 機器の選定

防犯診断結果及びこの規定による検討結果に従い、SES E 7104 [機器の選定方法]に基づき、機器の選定を行う。ただし、供給電源、予備電源は、防犯設備の施工要領による。

6 機器の選定

第11章「機器の選定方法」に基づき機器の選定を行う。

解説

1.1 供給電源

侵入警報設備の形態により、商用電源の使用範囲及び直流電源の使用範囲を決定する。

ただし、使用機器に適合した電圧値、容量などを考慮する。

1.2 予備電源

侵入警報設備は、供給電源停止状態においても警戒状態を保ち、警報を出力できるよう停電補償を行い、その設備のすべての機能を維持する必要がある。参考として、各装置に対する作動回数及び停電補償時間を次に示す。

	クラスⅠ		クラスⅡ		クラスⅢ	
	停電補償時間	作動回数	停電補償時間	作動回数	停電補償時間	作動回数
警報制御盤	※11分以上	1回以上	31分以上	1回以上	61分以上	1回以上
通報機	31分以上	1回以上	61分以上	2回以上	121分以上	3回以上
予備電源装置	※11分以上	1回以上	31分以上	1回以上	61分以上	1回以上

ただし、※印は、非常用電源装置（発電機など）が施設してある場合、クラスⅠを採用する。クラスの選択は、侵入警報設備の機能及び設備全体の運用条件から、余裕をみて決定する。

停電補償時間の11分などの1分は、非常用電源装置が起動するまでの時間（約1分）を含めて補償するためと、要求に対する値（10分、30分、60分、120分）を満たすためである。

停電後、非常用電源装置が起動するまで、機器側で1分補償し、非常用電源装置が立ち上がればそれに依存。その後、非常用電源装置のトラブルにより電源供給が停止した場合、機器側での補償となり、1分は既に消費しているため、残りは要求された時間となる。

技術標準 SES E 7102

4 設計手順

4.7 図面の作成

設計手順にしたがって設計が完了した後、図面などにまとめる。

第10章 警戒線の設計

SES E 7103 [警戒線の設計] の2.「目的」において、「この規定は、施設される侵入警報設備に関して、各警戒線にかかわる設計の標準化を図り、設計上、不備のない設備を構築することを目的とする」と記されている。したがって、この施工要領では、各警戒線に対する設計の標準化を図り、設計の統一化を可能にした。

技術標準 SES E 7103

4 共通基準

4.1 侵入経路

侵入経路においては警戒対象物に至るまでの間に、一つ以上の警戒線を設定する。侵入経路となる物品（建造物、電柱、樹木及び放置、又は備えられた道具、器物など）が存在する場合は、適切な方法による侵入の阻止、又はそれより内部の警戒線において侵入検知ができる。

1 侵入経路

解説

侵入経路とは、通常、防御された場所、又は無防備な場所を問わず、犯罪企図者が目的とする場所に至る、移動経路を侵入経路とされている。また、警戒線の設定ができない施設においては、概念上、侵入経路の設定はないものとなっている。これは、適切な侵入警報設備の設置が不可能な場所は、その設備の目的である的確な検知と報知ができず、発生する誤報などにより設備の信頼性を著しく低下させる。したがって、侵入経路には必ず警戒線が設定されていなければならない。

技術標準 SES E 7103

4 共通基準

4.2 機器及び回路の施設

- (1) 機器の施設は容易に人の触れない場所（子供など人による悪戯、移動する物体による破損などのない場所及び管理者以外が立入ることのできない場所）であって、故意、偶然に関わらず障害の発生するおそれのない侵入阻止の意思表示された場所の内部とする。ただし、やむをえず侵入阻止の意思表示された場所の外部に施設される場合は、そのものの機能維持に適した環境とする。
- (2) 検知器の施設は、故意による検知器に対する検知障害及び物品の移動などによる検知エリアの減少を防止する。
- (3) 施設される回路は、意思表示された場所の内部とし、屋外及び屋内の隠蔽場所に施設する。ただし、隠蔽場所以外に施設する場合は、防犯設備の施工要領による。

2 機器及び回路の施設

解説

1.1 機器の施設場所は、容易に操作及び点検ができ、防犯上、支障のない場所と定められている。容易に操作及び点検できる場所でなければならないが、その場所が警戒範囲の外であった場合は、防犯上、支障を来し侵入警報設備としての用をなさなくなることを防止している。

- (1) 屋内に設置する場合は、次の各号に適合する。

ア 警戒範囲内の場所

イ 乾燥した場所

ウ 安定した場所（パーティションなどの簡易な間仕切りによらず、堅牢に固定された壁など）

エ 振動及び衝撃を受けるおそれのない場所

オ 車両や器物などによる破損のおそれのない場所

カ そのほか周囲環境の影響を受けず、機器の機能が発揮できる場所

キ 管理できる場所（侵入警報設備の機能及び維持管理に支障をきたさない場所）

- (2) 屋外に施設する場合は、次の各号に適合する。

ア 前項（1）に準拠するほか、著しい機能低下及び障害が予測されない場所とする。侵入警報設備を屋外に施設した場合、気象及び周囲環境の条件が施設する機器にとって非常に厳しいものとなるため十分注意する。

イ 機器の設置場所が、警戒範囲内であっても、いたずらや破壊などを受けない場所を選定する。また、敷地境界内であっても機器の機能を満足できる場所とする。

- 1.2 検知器の設置場所は、容易に点検ができ、周囲環境の影響を受けない場所と定められている。検知器は、気象条件及び環境条件により、その設置場所が、極端に制限される場合が多く、検知器の機能を満足させるためには、次の各号に適合する。
- (1) 屋内に設置する場合は、前項 (1)、ア～キに準拠する。
- (2) 屋外に施設する場合は、前項 (1)、ア、イに準拠する。
- 1.3 施設する回路は意思表示された場所の内部とし、屋外及び屋内の隠蔽場所に施設すると定めているのは、回路の防護、保護のためで、防護とは、電線などを破壊から守ることをいい、保護とは、電線などに人が直接触れないようにするためである。隠蔽場所以外に施設する場合は、重量物の圧力及び激しい衝撃を受けるおそれがあり、防護管などを施設し防御する必要がある。

技術標準 SES E 7103

4 共通基準

4.3 検知回路

施設される検知回路は、異常検出時に開路となる直列であって、故意、偶然にかかわらず短絡及び断線を検知できる。また、機器の有するタンパー機能を必ず活用する。ただし、この機能を持たないものにあっては除くことができる。

3 検知回路

解説

- 1.1 施設される検知回路は、異常検出時に開路となる直列と規定しているのは、侵入警報設備の性格上、フェールセーフ（侵入者による回路切断など）となるよう、各種検知器の出力接点は、警戒時「閉」、検知時「開」となるよう回路を構成する。
- 1.2 短絡を検知できない侵入警報設備の場合は、維持管理を確実にこなうことにより、短絡検知機能がなくても使用できる。
- 1.3 機器の有するタンパー機能を必ず活用すると規定しているのは、侵入警報設備の性格上、各種検知器の扉及びカバーなどのこじ開け防止のためで、正規の方法以外で扉及びカバーなどが開けられた場合、警報信号を出力するよう回路を構成する。

技術標準 SES E 7103

4 共通基準

4.4 警戒線における警戒方式

警戒線は、SES E 7003 [基本警戒線の設定] によるものとし、各警戒線における警戒方法は、次による。

4.4.1 第1警戒線

- (1) G1-1（敷地外周部の警戒範囲）における警戒方法は、人及び物体の通過並びに破壊（柵扉及びこれに類するものの破壊）による侵入を検知できる。
- (2) G1-2（敷地出入口部の警戒範囲）における警戒方法は、物体の通過及び破壊（柵、戸、扉及びこれに類するものの破壊）による侵入並びに戸、扉の開閉を検知できる。
- (3) G1-3（構内部の警戒範囲）における警戒方法は、物体の移動及び破壊 [屋根又は壁が開放（一部開放を含む）された人の出入りが容易な建物及び機械設備など及びこれに類するものの破壊] による侵入を検知できる。

4 第1警戒線

解説

- 1.1 G1-1（敷地外周部の警戒範囲）は、線状（金属線、鎖、綱などで一条の物に限る）のものを除く侵入警報設備に有効な扉、門（高さが1m以上のもの）及び長屋門などの建造物、並びに石垣、堀などの敷地外周部に接した高さを半径とした構内水平地点の直上及び直下までの範囲で定義されている。図10-1に示すG1-1の範囲において、人及び物体の通過（侵入）を検知できる検知器などを施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。細分化警戒線（G1-1）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

1.2 G1-2（敷地出入口部の警戒範囲）は、人の出入り及び物品の搬入などに利用される扉などの範囲で定義されている。図10-1に示すG1-2の範囲において、物体の通過及び破壊による侵入、並びに扉の開閉が検知できる検知器などを施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。細分化警戒線（G1-2）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

1.3 G1-3（構内部の警戒範囲）は、G1-1及びG1-2と第2警戒線との間の構内部（建造物を除く）と定められている。図10-1に示すG1-3の範囲において、物体の移動及び破壊などを検知できる検知器などを施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。細分化警戒線（G1-3）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

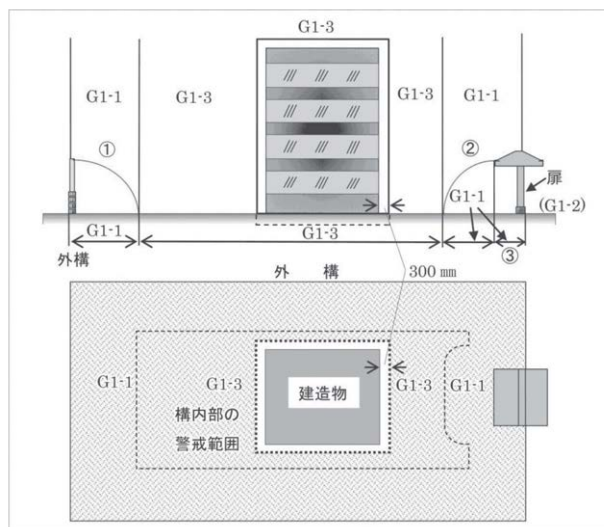


図10-1 第1警戒線の細分化詳細図

技術標準 SES E 7103

4.4.2 第2警戒線

- (1) G2-1（外周部の警戒範囲）における警戒方法は、物体の接近、又は破壊（建造物の外壁、屋根及び床、並びにこれに類するものの破壊）が検知できる。
- (2) G2-2（開口部の警戒範囲）における警戒方法は、格子などのない開口部における物体の通過及び破壊（窓、通気装置及びこれに類するものの破壊）による侵入、並びに開閉できるものによっては、その開閉が検知できる。
- (3) G2-3（出入口部の警戒範囲）における警戒方法は、戸、扉の破壊による侵入及び開閉が検知できる。

5 第2警戒線

解説

1.1 G2-1（外周部の警戒範囲）

建造物の次の部分を警戒範囲とする。

- (1) 建造物の外周部である屋根、壁及び底部
- (2) 建造物の外周部である屋根、壁及び底部の外側に接する面より、外側に300mmまでの範囲。
- (3) 建造物の外周部である屋根、壁及び底部の内側に接する面より、内側に300mmまでの範囲。図10-2に示すG2-1の範囲において、人及び物体の通過（侵入）を検知できる検知器を施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。

細分化警戒線（G2-1）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

1.2 G2-2（開口部の警戒範囲）

建造物外周部に施設された開口部（窓、換気口及びこれに類するものを含む）で、次の各項による防御が施された場合、その外側に接する面より外側に300mmまで及び内側に接する面より内側に300mmまでを警戒範囲とする。（300mm：防犯設備を設置するためのスペース）

- (1) 開閉する窓又はこれに類するもので閉鎖できる場合。
- (2) FIX（はめ殺し）窓の場合。
- (3) 換気口（換気口の一辺、又は直径が200mm以上のもの）及びこれに類するもので、堅牢な面格子又はルーバー（開閉可能なものにおいては全閉できるもの）にて防御されている場合。
- (4) 面格子、ルーバーなどのない開口部に換気扇などが施設され、そのものの取り外しが検知できる場合。図10-2に示すG2-2の範囲において、人及び物体の通過（侵入）を検知できる検知器を施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。

細分化警戒線（G2-2）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

1.3 G2-3（出入口部の警戒範囲）

人の出入り又は物品の搬入搬出に利用される出入口部で、閉鎖できる戸、扉、シャッターなどを有する場所、その外側に接する面より外側に300mmまで及び内側に接する面より内側に300mmまでを警戒範囲とする。（300mm：防犯設備を設置するためのスペース）図10-2に示すG2-3の範囲において、人及び物体の通過（侵入）を検知できる検知器を施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。細分化警戒線（G2-3）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

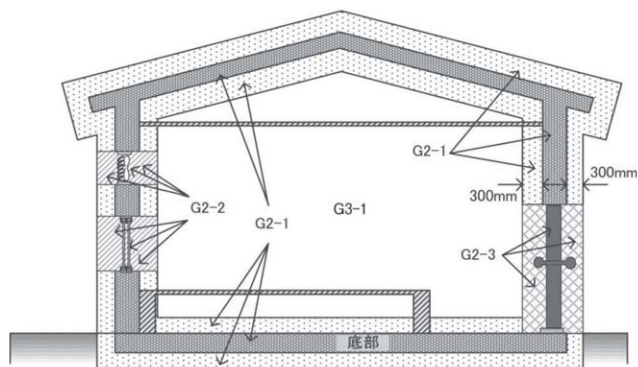


図10-2 第2警戒線の細分化詳細図

技術標準 SES E 7103

4.4.3 第3警戒線

- (1) G3-1（屋内の警戒範囲）における警戒方法は、施錠する室の警戒範囲（G3-2～G3-5）を除く全ての警戒範囲内における、物体の移動が検知できる。
- (2) G3-2（施錠する室の壁面の警戒範囲）における警戒方法は、室の破壊（天井、壁、床の破壊）が検知できる。
- (3) G3-3（施錠する室の開口部の警戒範囲）における警戒方法は、4.4.2 (2) G2-2 準ずる。
- (4) G3-4（施錠する室の出入口部の警戒範囲）における警戒方法は、4.4.2 (3) G2-3 に準ずる。
- (5) G3-5（施錠する室内の警戒範囲）における警戒方法は、物体の移動が検知できる。

6 第3警戒線

解説

1.1 G3-1（屋内の警戒範囲）

建造物の内部において、施錠する室（G3-2～G3-5）を除く屋内を警戒範囲とすると定義されている。図10-3に示すG3-1の範囲において、人の通過（侵入）を検知できる検知器を施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。

細分化警戒線（G3-1）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

1.2 G3-2（施錠する室の壁面の警戒範囲）

G2-1及びG3-1を周囲とした施錠する室の天井、壁、床を警戒範囲とし、G2-1に準ずるものと定義されている。ただし、G2-1と重複する部分については、G3-2としての警戒範囲とする。また、第2警戒線と重複しない部分とG3-1が専有の場合は、その外側に接する面より外側に300mmまで及び内側に接する面より内側に300mmまでの範囲を除く。図10-3に示すG3-2の範囲において、人の通過（侵入）を検知できる検知器を施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。

細分化警戒線（G3-2）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

1.3 G3-3（施錠する室の開口部の警戒範囲）

第2警戒線のG2-2に準ずるものと定義されている。ただし、第2警戒線と重複している部分は、G3-3としての警戒範囲とする。また、第2警戒線と重複しない部分とG3-1が専有の場合は、その外側に接する面より外側に300mmまで及び内側に接する面より内側に300mmまでの範囲を除く。図10-3に示すG3-3の範囲において、人の通過（侵入）を検知できる検知器を施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。

細分化警戒線（G3-3）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

1.4 G3-4（施錠する室の出入口部の警戒範囲）

第2警戒線のG2-3準ずるものと定義されている。

ただし、第2警戒線と重複している部分は、G3-4としての警戒範囲とする。また、第2警戒線と重複しない部分とG3-1が専有の場合は、その外側に接する面より外側に300mmまで及び内側に接する面より内側に300mmまでの範囲を除く。図10-3に示すG3-4の範囲において、人の通過（侵入）を検知できる検知器を施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。細分化警戒線（G3-4）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

1.5 G3-5（施錠する室内の警戒範囲）

G3-2～G3-4を周囲とした内部を警戒範囲とすると定義されている。図10-3に示すG3-5の範囲において、人の通過（侵入）を検知できる検知器を施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。細分化警戒線（G3-5）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

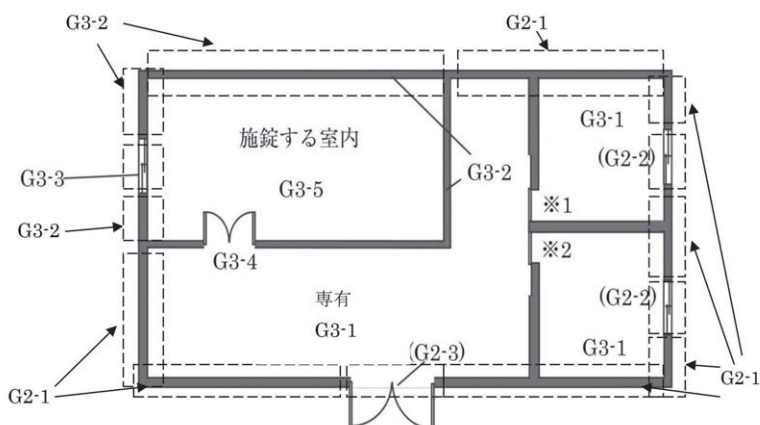


図10-3 (A)
第3警戒線の細分化詳細図（G3-1が専有の場合・戸建の例）
※1、※2：施錠設備の無い扉は侵入阻止の意思表示が無いという扱いで対象外

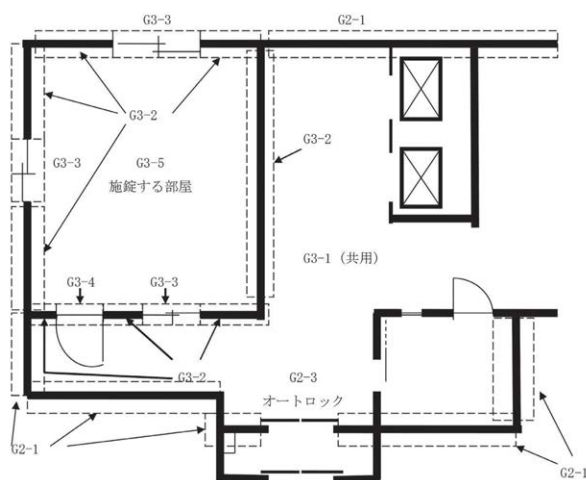


図10-3 (B)
第3警戒線の細分化詳細図（G3-1が共用の場合・集合住宅の例）

技術標準 SES E 7103

4.4.4 第4警戒線

- (1) G4-1（移動可能な対象物の警戒範囲）における警戒方法は、次による。
 - (a) 容易に移動が可能な対象物（防犯診断による対象物）の場合、その対象物の移動及び周囲1m以内への物体の接近が検知できること。
 - (b) 対象物が陳列ケースなどに収納される場合にあっては、物体の侵入及び対象物への接近が検知できる。
- (2) G4-2（移動不可能な対象物の警戒範囲）における警戒方法は、次による。
 - (a) 移動が不可能な対象物（防犯診断による対象物）の場合は、その対象物の周囲1m以内への物体の接近が検知できる。
 - (b) 対象物の収納を目的とする堅牢な収納施設（金庫及び保管庫など）に収納する場合も、その周囲1m以内への物体の接近が検知でき、かつその収納施設は4.4.3 (2) のG3-2～(5) のG3-5に準じて検知できる。

7 第4警戒線

解説

1.1 G4-1 (移動可能な対象物の警戒範囲)

防犯診断により容易に搬出、又は移動可能と判断できる場合は、その対象物の周囲1mまでを警戒範囲とすると定義されている。ただし、対象物が移動可能な陳列ケースなどに収納される場合は、その陳列ケースなどの内部及び陳列ケースなどの周囲1mまでを警戒範囲とすると定義されている。その範囲において、人の通過（侵入）を検知できる検知器などを施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。

細分化警戒線（G4-1）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

1.2 G4-2 (移動不可能な対象物の警戒範囲)

防犯診断により移動不可能と判断できる場合でもその対象物の周囲1mまでを警戒範囲とすると定義されている。また、対象物の収納を目的として施設された金庫、保管庫及びこれに類するものは、その施設されたもの、及びその中に収納するものを警戒範囲とすると定義されている。その範囲において、人の通過（侵入）を検知できる検知器を施設し、確実に侵入を検知するよう定めている。

細分化警戒線（G4-2）に適合する検知器の種類は、章末の表「細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類」を参照。

技術標準 SES E 7103

4.5 警戒線における検知・警戒範囲

施設される警戒方式における検知・警戒範囲は、SES E 7005 [警戒方式における検知・警戒範囲]により検知器を設置する。

8 警戒線における検知・警戒範囲

解説 第7章「警戒方式における検知・警戒範囲」を参照。

技術標準 SES E 7103

5 警戒線の設定及び選択

5.1 対象物件に施設される警戒線

SES E 7003 [基本警戒線の設定]に基づき施設が可能な警戒線を設定する。

1.1 警戒線の設定及び選択

(1) 対象物件に施設される警戒線

解説 第4章「基本警戒線の設定」に基づき施設が可能な警戒線を設定する。

技術標準 SES E 7103

5 警戒線の設定及び選択

5.2 警戒線の選択

SES E 7004 [防犯対象物件に対する警戒線の選択]における「5 警戒線の選択」の5.1の「表1 防犯対象物件に対する警戒線の選択」により選択するものとし、次による。

- (1) 対象物件の選択は、「表」の大分類～小分類より選択する。ただし、「表」に適合しないものにあっては、類似した対象物件を選択することができる。
- (2) 守るべき警戒線の選択は、「表」より選択する。ただし、「表」によらない場合であっても、『◎：必要』とされる警戒線を省略してはならない。

9 警戒線の選択

第5章「防犯対象物件に対する警戒線の選択」を参照し選択する。

解説

警戒線の選択(防犯対象物件に対する警戒線の選択)は、防犯対象物件を16の大分類に分け、更に中分類、小分類に区分けしている。区分けした対象物件の細分化警戒線に対する基本的見解(一般的な考え方)をまとめたもので、詳細事項に関しては対象物件個々の条件により防犯診断を実施し、その結果により決定するものである。

表 細分化警戒線ごとに適合する検知器の種類

項	検知器の名称	G1-1	G1-2	G1-3	G2-1	G2-2	G2-3	G3-1	G3-2	G3-3	G3-4	G3-5	G4-1	G4-2
1	金庫検知器												○	○
2	マイクロ波式検知器	○		○				○				○		
3	引抜き式検知器	○												
4	引抜きコンタクト												○	○
5	張力式検知器	○												
6	テープスイッチ	○												
7	振動式水銀コンタクト	○												
8	振動式金属コンタクト	○												
9	電界式侵入検知器	○												
10	CCD式ビデオ検知器	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○
11	光ファイバー加圧検知器	○	○	○			○	○			○	○		
12	加圧コード埋設検知器	○	○	○			○							
13	加圧コード検知器							○			○	○		
14	電磁波誘導式埋設検知器	○	○	○			○	○			○	○		
15	振動式埋設検知器	○	○	○			○		○		○			
16	圧電式埋設検知器	○	○	○			○		○		○			
17	電界式埋設検知器	○	○	○			○	○			○	○		
18	静電容量式検知器	○	○	○			○	○			○	○		
19	赤外線式シャッター検知器		○			○	○			○	○			
20	マグネット式シャッター検知器		○			○	○			○	○			
21	マグネットスイッチ		○			○	○			○	○		○	○
22	リミットスイッチ		○			○	○			○	○		○	○
23	スイッチストライク		○								○			
24	マイクロ波・赤外線複合検知器			○			○				○			
25	振動検知器				○	○	○			○	○		○	○
26	振動検知器(コンクリート破壊検知器を含む)								○					
27	赤外線パッシブ検知器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	対向型赤外線ビーム検知器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
29	反射型赤外線ビーム検知器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	ガラス破壊検知器					○	○		○	○			○	○
31	アルミテープ式ガラス破壊検知器					○	○		○	○	○			
32	ガラス破壊音検知器					○	○		○	○	○		○	○
33	気圧変化検知器						○				○			
34	マットスイッチ						○	○			○	○	○	○
35	圧電式ガラス破壊検知器										○			
36	超音波式検知器							○				○	○	○
37	傾斜検知器												○	○
38	静電容量式タッチ検知器												○	○

第11章 機器の選定方法

SES E 7104 [機器の選定方法] の2.「目的」において、「施設される侵入警報設備に関して、機器選定の標準化を図り、設計上不備のない設備を構築することを目的とする」と記されている。したがって、この施工要領では、機器の選定方法の標準化を図り、設計の統一化を可能にした。

技術標準 SES E 7104

4 機器の選定

施設される機器は、侵入警報設備に適合したものであって、SES E（公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準）によるものとし、次による。

4.1 警報制御盤

- (1) 電源部、制御部、表示部、警報出力部（外部出力部を含む）及び操作部により構成されたものである。
- (2) 電源及び予備電源は、設備構成により選定する。
- (3) これと異なるものは、防犯設備の施工要領による。
- (4) タンパーを有し、破壊時に検知出力できるものであることが望ましい。

1 警報制御盤

1.1 警報制御盤の構成

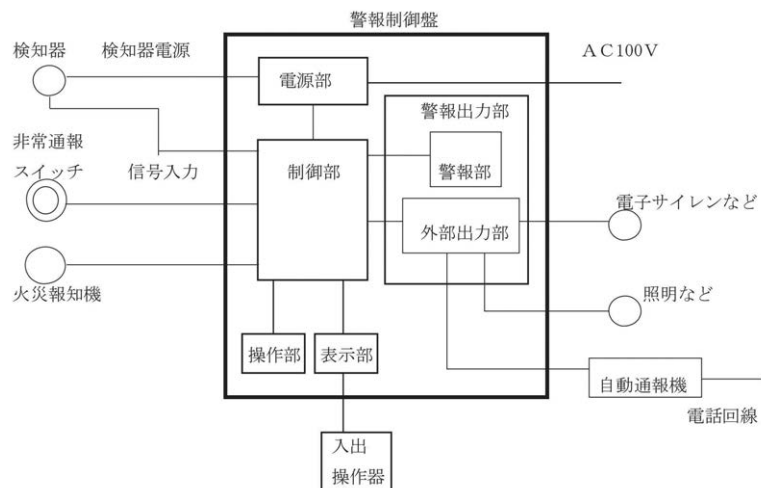


図11-1 警報制御盤の基本構成

警報制御盤の基本構成は、図 11-1 に示すとおり、電源部、制御部、表示部、操作部、警報出力部などで構成されている。警報制御盤は、各種検知器などから信号を受け、制御して必要な情報を表示し出力する機器である。

1.2 電源及び予備電源は、設備構成により選定する。

- (1) 主電源の入力電圧は、AC100V（50/60Hz）を基準とするが、現場の設備構成により機器の選定を行う。
- (2) 入力電圧の変動範囲に対して仕様を満たしているか。
- (3) 一次側の絶縁耐圧及び絶縁抵抗は仕様を満たしているか。
- (4) 停電補償用機能がある機器で、補償時間が仕様を満たしているか。
- (5) 外部機器に供給する電源が内蔵されているものは、負荷の仕様を満たしているか。
供給電圧、電流、電圧変動、リップル電圧など
内蔵している電源で仕様を満たさない場合は、別の電源を用意する。
- (6) 外部機器に供給する電源で、負荷側での短絡事故などで一次側に影響を与えないように保護されているか。

1.3 警報制御盤の基本機能

最低限必要なもので、これと異なる場合、警報機能（主機能）に影響を及ぼさない付属機能を有することができる。ただし、電源については、付属設備ごとに備えるものとする。

影響を及ぼさない付属機能とは

- (1) 通話機能：電話機、又はインターホン
- (2) テレビモニター機能：テレビドアホン
- (3) 火災警報機能

1.4 警報出力部

- (1) タンパーを有し、破壊時に検知出力できるものであることが望ましい。
接点出力の場合、接点容量は仕様を満たしているか。
- (2) その他の警報出力接点は、仕様を満たしているか。

1.5 その他の選定方法

- (1) 警戒区域数及び将来の拡張性を考慮し、予備回線を含めた回線数を持つ機器を選定することが望ましい。
- (2) 同一仕様であれば、消費電力が少ないものを選定する。

技術標準 SES E 7104

4.2 検知器

- (1) 検知出力は、警戒時閉の無電圧接点（検知時に接点の開くもの）である。
- (2) 周囲環境による障害を受けるおそれのないものである。
- (3) 警戒線に対して確実に検知できるものである。
- (4) タンパーを有し、破壊時に検知出力できるものであることが望ましい。

2 検知器

検知器の選定方法の基本事項は、SES E 7104 [機器の選定方法] の4.2項に記載されたとおりで、使用頻度が高い個々の検知器の選定方法は以下のとおりである。また、ここに記載のない検知器を使用する場合は、メーカーのカタログ、仕様書、説明書などを熟読し、使用環境に適合しているか確認して検知器を選定する。

2.1 マグネットスイッチ

- (1) 埋込型を選定する場合は、埋込用アタッチメントを用意する。
- (2) 鉄扉及び鉄サッシに取り付ける場合は、必要に応じて磁力低下を防ぐために鉄扉用アダプターやスペーサーを用意する。
- (3) 窓や、出入口の形状及び戸の種類などによっては、高感度タイプや2枚戸用のものを選定する。
- (4) 浴室及び湿気の多い場所に取り付ける場合は、防湿型のものを選定する。

2.2 シャッター検知器

シャッター検知器は、シャッターや大形の戸の開閉を検知する検知器であり、シャッターを焼き切って侵入された場合は、検知信号を出力することができない。したがって、焼き切りなどを警戒する場合は、赤外線ビーム検知器か赤外線パッシブ検知器などとの併用が必要になる。

- (1) 「ずれ」や「がた」の大きなシャッターや大形の戸には、赤外線式シャッター検知器を選定する。
- (2) 設置位置がシャッターや戸から100mm以上離れる場合及び現場状況が不明確な場合は、赤外線式シャッター検知器を選定する。
- (3) 蒸気、油気、粉体、埃などがたちこめる工場、倉庫などにはマグネット式シャッター検知器を選定する。
- (4) 結露した水分が凍り付く（結氷）ような寒冷地には、マグネット式シャッター検知器を設定する。

2.3 赤外線ビーム検知器

- (1) 反射型赤外線ビーム検知器は、設置距離（検知器と反射鏡の距離）が極端に短いと、警戒状態が取れなくなる。その距離は、一般的にメーカーが示す「最大設置距離」の約10%以内で、選定に当たり十分注意する。
- (2) 赤外線ビーム検知器は、雪や霰に対して、雨よりも大きな影響を受ける。したがって、ある程度以上の降雪に対して、誤作動するものと理解しておく必要がある。
- (3) 寒冷地の屋外に設置する場合、メーカーが保証する使用温度範囲の下限より気温が下がるおそれのある地域では、ヒーターを内蔵する。
- (4) 赤外線ビーム検知器は、その多くが屋外設置されるが、冬季など外気に比較して通電しているため温度が高い。そのため、蟻などの昆虫が巣を作ってしまう事が良くある。センサー本体は隙間が出来ない構造になっているが正しくカバーが装着されていなかったり、配線ブッシングが正しく装備出来ていなかったりすると昆虫に侵入されて巣を作られ、結果誤報に繋がってしまうので必要に応じてコーキングなどでの処理が必要である。

2.4 ガラス破壊検知器

- (1) 機器の選定に当たっては、建物や敷地及び周辺地域まで含めた振動環境を十分配慮する必要がある。(交通量の多い道路、鉄道、プレス工場などの有無)
- (2) 検知範囲に関して、製品によっては感度の設定基準や検査方法の相違があるため、仕様書、取扱説明書に基づき選定する。また、ガラス破壊検知器用アダプターが必要なものもあり、仕様書、取扱説明書に基づき選定する。

2.5 ガラス破壊音検知器

- (1) 機器の選定に当たっては、建物や敷地及び周辺地域まで含めた音響的環境を十分配慮する必要がある。(交通量の多い道路、鉄道、プレス工場などの有無)
- (2) ガラス破壊音検知器の場合、同じ周波数を出す音源(ベルや電話の音、鍵束を鳴らす音、金属缶を床に置く音、車のドアを閉める音など)は多く、有人(在宅)警戒には向かない。
- (3) 製品により感度の設定基準や検査方法が異なるので、使用機器の仕様に注意して選定する。

2.6 赤外線パッシブ検知器

- (1) 赤外線パッシブ検知器は、光学系の数及び配置により、線警戒、面警戒、立体警戒、スポット警戒などの警戒エリアが構成され、警戒線の設定目的にあったものを選定する。
- (2) 設置する高さが3m以上の場合、警戒エリアが狭くなる上、施工上の問題もあり、壁付タイプを選定するか、壁付アタッチメントを選定する。

2.7 振動検知器

振動検知器は、ループ回路の電流が遮断される時間(出力時間)は非常に短いので、信号を受信する警報制御盤などの仕様をよく確認して選定する。

2.8 マイクロ波式検知器

使用する機種によっては、無線局の申請が必要になることがあるため注意する。必要な場合は事前に申請し免許を取得しなければならない。

2.9 超音波式検知器

- (1) 警戒線を設定する周りに、電話、ベルなどの超音波成分を含む金属音を発生させる機器があり、警戒中に音がでる可能性がある場合は、超音波式検知器の選定を避ける。
- (2) 機種異なる超音波式検知器を同一建物内に選定しない。発信周波数が異なるため、互いに干渉し誤作動の原因になる。
- (3) 建物内に超音波を発する機器がある場合は、超音波式検知器を選定しない。

技術標準 SES E 7104

4.3 入出操作器

- (1) 堅牢に製作され、容易に破壊されないものである。
- (2) 検知器の状態(ループ表示)及び侵入警報設備の状態(警戒中、又は解除中)が確認できるものである。
- (3) タンパーを有し、破壊時に検知出力できるものであることが望ましい。

3 入出操作器

- (1) 顧客の仕様により入出操作器のタイプ(キー式、カード式、テンキー式など)を選定する。その場合、警報制御盤の接続条件を確認する必要がある。
- (2) 屋外に設置する場合は、雨水を考慮して防滴又は防雨構造のものを選定し、更に、悪戯などで簡単に破壊されない材質、構造のものがなくなる。
- (3) 入出操作器の回路は、警報制御盤との兼ね合いで決定し、設備構成(3路構成、4路構成など)から機器の選定をおこなう。
- (4) 警戒表示、ループ表示、電源表示、異常表示などの「色」及び点灯、消灯、点滅などの組合せから機器の選定をおこなう必要がある。
- (5) 警戒範囲内に設置する場合は、警報制御盤の遅延制御機能を使用する必要があるため機能があるか確認する。

技術標準 SES E 7104

4.4 自動通報機

- (1) 電気通信事業法（端末機器の技術基準適合認定などに関する規則）によるものとする。
細目は、防犯設備の施工要領による。
- (2) タンパーを有し、破壊時に検知出力できるものであることが望ましい。

4 自動通報機

- (1) 事前に設置される現場の電話回線を確認し、状況に適合する機器の選定及びオプション機能を検討する。単独回線が必要な場合は、施主へ説明し引き込みの手配を行う。
- (2) 電話回線に関する項目
 - ア 使用する電話番号
 - イ 発信方式：プッシュボタン（PB）、ダイヤルパルス（DP）など
 - ウ 使用回線：一般電話回線（アナログ、デジタル）・IP回線（光回線）など
- (3) 電話回線以外の自動通報機に関する項目
 - ア 接続される監視機器：警報制御盤や住宅情報盤、自動火災報知受信盤などからの移報接点の取り込みの有無
 - イ 通報先：通報先数、通報先優先順位、事象別通報先
 - ウ 電源：専用AC100Vコンセント、ブレーカーの有無、コンセントやブレーカーなどがない場合の方法

技術標準 SES E 7104

4.5 威嚇器

- (1) 堅牢に製作され、容易に破壊されないものとする。
- (2) タンパーを有し、破壊時に検知出力できるものであることが望ましい。

5 威嚇器

- (1) 威嚇器は、音によるもの（例えば、公益社団法人 日本防犯設備協会が推奨する防犯警報音）と光によるものがある。顧客仕様により選定する。
- (2) 屋外で雨のかかる場所に設置する場合は、防滴又は防雨構造の機器を選定するか、がらり付きの防滴又は防雨構造で、タンパー機能の付いたボックスに収納する。
- (3) 警報制御盤の有電圧、無電圧出力に直接威嚇器を接続する場合、出力容量以内の機器仕様のものを選定する。

技術標準 SES E 7104

5 その他の事項

- (1) 防犯カメラ、電気錠は別に定める。
- (2) データ通信型機器においては、別に定める。
- (3) この規定にない事項及び細目は防犯設備の施工要領による

執筆者名簿

編集委員会：施工基準委員会

執筆担当委員	氏名	会員・会社名
委員長	谷川 威人	パナソニック エコソリューションズ創研(株)
委員	平野 富義	エフビーオートメ(株)
委員	安木 美徳	パナソニック(株) エコソリューションズ社
委員	斎木 隆志	三菱電機(株)
委員	野村 俊一	美和ロック(株)
委員	青木 孝徳	イワブチ(株)

事務局 公益社団法人 日本防犯設備協会
担当部長 上原 実
<2020年2月1日現在>

途中交代委員

氏名	会員・会社名
津田 俊一	イワブチ(株)
近藤 照	イワブチ(株)
石橋 幸治	イワブチ(株)
吉村 知洋	イワブチ(株)
杉山 貴則	イワブチ(株)
坂井 念典	三菱電機(株)

施工要領書（第2編：設計） < Ver-3 >

発行 2020年2月

編集 公益社団法人 日本防犯設備協会 施工基準委員会

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物です。本書に記載の内容を転載される場合は、事前に（公社）日本防犯設備協会の承諾を得てください。

この規格についての意見又は質問は、（公社）日本防犯設備協会 事務局にご連絡ください。

発行所 公益社団法人 日本防犯設備協会
〒105-0013 東京都港区浜松町 1-12-4（第2長谷川ビル）
TEL：03-3431-7301 FAX：03-3431-7304 E-mail：info@ssaj.or.jp



自動車盗手口【CAN インベーター】

公益社団法人 日本防犯設備協会 自動車・オートバイ委員会

<はじめに>

テレビのニュースその他マスコミなどで高額車両盗難の事件をよく耳にするようになりました。

その中では近年様々な盗難手口の名称が出てきています。リレーアタック、コードグラバー、キープログラマー等々。それらの中でも特に最近話題になっているものに「CANインベーター」があります。

CANインベーターは比較的短時間に自動車を盗むことが可能なツールであるというのが特徴で、海外で購入ができるという情報があります。これらによりCANインベーターによる犯罪が増えているのだろうと考えています。

<CANインベーターはどういうもの?>

CANは「Controller Area Network」の略称で、自動車で一般的に使用されている通信です。

元々は車両の自己診断機能(OBD2)の標準化に伴い利用されるようになり、現在ではほとんどの自動車に使用されています。CANは各機能ユニット間で通信信号を並列接続(バスライン)し、それらユニットを制御します。例えば、スピードメータ、ヘッドライト、エアバッグ、ミラー調整などのあらゆる制御機器には同じ信号線に様々な通信データが行き来しています。CANインベーターではCANに接続して同様に接続されている、ドアの鍵モータ、エンジン制御のユニットらを動かしてしまおうというものです。

しかし本来、エンジンは容易に始動できないように暗号化された信号をもって制御しています。CANインベーターの中には特種な信号データを出力することによりエンジン始動を可能にしているものがあります。CANの通信線だけですので簡単に接続可能で、ドアを開錠し、エンジン始動がいかにか容易にできてしまう事がおわかりになることでしょう。CANへの接続は比較的容易な前輪フェンダー部を外してヘッドライトユニットへの配線を利用するケースが多いようでカーメーカーは対策を急いでいるとの情報を得ています。



<対策は?>

どの分野のセキュリティでもそうですが、完璧に安全!というものはありません。守る側、盗る側の知恵比べのようものが繰り返されているのが実情です。自動車標準装備のセキュリティは、犯人らにはその解除方法が知られる可能性があります。このCANインベーターはまさしくその例であり、最近になってから容易に解除されてしまうようになりました。自動車に装備されている機器は、「同じ場所」「同じ配線」「同じ機能」で標準化されているので、犯人にとって盗む作業も標準化でき容易になります。その中において、盗る側にとっての「面倒さ」は防御効果が高めです。下記のような複数のセキュリティ対策を組み合わせることはその意味で適っています。

- ・ 機械(物理)的ロック装置(タイヤロック、ハンドルロックなど)
- ・ 通信型駐車監視機能付ドライブレコーダー
- ・ 後付カーアラーム装置
- ・ 位置情報装置(GPS通信機など)
- ・ 駐車場所(ゲート、防犯カメラなど)



ハンドルロック



タイヤロック

<まとめ>

CANインベーターは直接車両のコンピューター制御にアタックされる手口であるため、ユーザーがCANインベーターについて直接の対策をするのは困難です。前述のように複数のセキュリティ対策をすることで結果、CANインベーターからの被害を受けるリスクを減らすことが現状の得策です。

また、自動車盗難に合わないためには、従来からの基本的な対策や注意を怠らないこともとても重要になります。

その他の盗難手口であるリレーアタック、コードグラバ、キープログラマー等については、「自動車セキュリティガイドVOL.3」を参照ください。

石川県防犯設備促進協力会の紹介

石川県防犯設備促進協力会 会長
株式会社マスターキー 代表取締役社長

中島 大輔



1 はじめに

石川県防犯設備促進協力会は、平成14年10月4日に創立され、今年で20周年を迎えました。

近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なかなか思うように活動ができない状況でしたが、令和4年8月26日には、約3年ぶりに総会を開催することができました。

今後も、研修会の開催や会員拡充に向けた取組など、活動を活性化していきたいと考えております。



(令和4年度石川県防犯設備促進協力会総会)

2 石川県の特徴

石川県は、本州のほぼ中央部に位置し、地勢は南北に細長く、能登半島から加賀に至る海岸から日本三名山の一つ「白山」までの垂直的な広がりと変化に富んだ地形となっており、対馬暖流や冬場の季節風等の影響により、暖寒両系の動植物が生息しています。

このように豊かな自然がもたらす恩恵は、加能ガニ、甘えび、のどぐろ等といった海産物のほか、当県のオリジナル品種のルビーロマン(ぶどう)、加賀しずく(なし)、ひやくまん穀(米)等の食の宝庫となっています。また、江戸時代の代表的な大名庭園として、加賀藩の歴代藩主により長い年月をかけて造られた「兼六園」を始めとして、歴史漂う加賀百万石の城下町の街並みや、貴重な文化財が残されているほか、国指定伝統的工芸品や茶の湯、伝統芸能等、多様な文化が今に受け継がれています。



兼六園



金沢駅・鼓門



加能ガニ



ルビーロマン

(写真提供:石川県観光連盟)

3 石川県防犯設備促進協力会について

(1) 設立

当県の刑法犯認知件数が上昇のピークに向かっていった平成14年10月、セキュリティ産業に関わる企業及び個人がそれぞれの事業所の枠を越えて協調し、警察と連携して安全安心なまちづくりのために活動することを目的として発足しました。

(2) 会員

錠前・ガラス・通信（防犯カメラ等）の3部門で構成されており、20個人・法人が加盟しています。
(令和4年8月末現在)

(3) 防犯活動アドバイザー

平成17年からは「防犯活動アドバイザー」として、当会が石川県警察本部長から委嘱を受け、県内各地域において防犯設備の普及促進等に努めています。

(4) ウェブサイトの開設

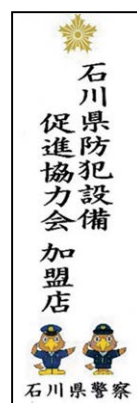
平成25年3月に「石川県防犯設備促進協力会ウェブサイト」を開設し、広報しています。

(5) 会員店舗への看板設置

平成27年11月、「石川県防犯設備促進協力会加盟店」という看板を作成し、会員店舗に掲示し、協会の認知度の向上、各種防犯設備の普及促進を図っております。



当会webサイト



店舗に掲示されている看板

(6) 感謝状授与

当会の活動に対して、感謝状を授与されることもあります。

直近では、令和2年7月7日、当会の活動に対して、石川県警察本部長より感謝状が授与されました。



警察本部長感謝状



記念メダル

4 石川県防犯設備促進協力会の活動

(1) 「ぼうはんノート」の制作

令和3年7月、石川県警察本部と協力し、小学校低学年を対象に「鍵掛けの重要性」と「危険箇所を見抜く力」を学習するため制作した全30ページのオリジナルの冊子です。

特殊詐欺被害防止（祖父母方の電話を留守番電話設定にして被害防止）や夏休み中の水難事故防止に関する内容等も盛り込まれています。

警察官が、県内の放課後児童クラブ等で講習する際に活用されました。

制作したデータは、石川県警察本部のホームページでも公開されており、右下のQRコードからもダウンロードできます。



石川県警マスコット
キャラクター
いぬわしくん



ダウンロードは
こちらからできます

(2) 防犯設備に関する講習

防犯活動アドバイザーとして、地域住民や企業、団体を対象に防犯設備に関する講習を実施し、今後の地域における防犯対策の推進に貢献しています。



防犯設備講習 (錠前)



防犯設備講習 (ガラス)



防犯講習 (通信)

5 おわりに

先日の総会挨拶でも話をさせて頂きましたが、現在加盟している加盟者数を増やすことを当面の目標としております。現状、錠前、ガラス、通信（防犯カメラ等）の3部門20社しかメンバーがいません。将来的には「当会のメンバーが集まれば、家一棟まるごとワンストップで、防犯設備の相談が出来る状態」にしたいと思っています。

コロナ禍もそろそろ終焉ということで、久しぶりにチラシを作成し、町内会の回覧板等に回覧してもらうなど、さらなる認知度アップをはかりたいと思っています。

また、会の中での知識を高めるために、3部門の枠を超えた講習を今年度は再開する予定です。

当会には、継続した収入がある事業等はないため、営利を追求する企業からの入会がなかなか無い状況です。当会の目的である「安全安心なまちづくりのため」に汗を流し、一緒に切磋琢磨できる企業を探すとともに、ある程度、利益が還元できる継続した事業の構築も行っていきたいと思っています。

皆様のご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

防犯片づけからアプローチする 親子防犯と地域防犯

フリーアナウンサー・整理収納アドバイザー・防犯設備士／
秋田県防犯設備協会所属

柳瀬 わかな



「ドライブレコーダーの映像をみせて頂けないでしょうか」

以前、私がうけた県警からの捜査協力のお願いです。後から聞いた話では、私が息子を児童センターに迎えに行ったまさにその時、隣の無施錠の車から現金入りのバッグが盗まれ数十万円の被害が出ていたそうです。そのママにしてみれば子供を連れて戻るまで「いつも通り、ほんの数分」車を離れただけ。ですが保育園や幼稚園・学童など、子供のお迎えの数秒～数分の間の窃盗被害が全国的にも意外と多いことを「ママたち自身が自分事にしていない」地域もまだまだあって、そんな中で「地域防犯のために防犯カメラの増設を」と訴えても町内会費や税金の使い道として優先順位は上がらない。そんな課題を感じたこともきっかけの1つになり、今の活動があります。

活動、といっても私はビル管理業者でも防犯機器の販売業者でもありません。

子育て現役世代で、整理収納のプロで、被災経験のある防災士、そして報道アナウンサー出身で“ニュースを自分事にしてもらう”伝えるスキルが持ち味の、防犯設備士（8年目）です。

元々は東日本大震災や悲しい事件報道を通して「自分と家族の命は人任せでは守れない」と感じたことから始まったものですが、子育て中の親御さんが想像以上に私と同じような不安や悩みを持っていることを知り「各家庭に届くメッセージをわかりやすく発信したい」と、大変地味ですが等身大の活動を続けています。



こども収納検定 風景



ママ向けお片付けレッスン風景

先述の事件では児童センター周辺に防犯カメラがなく（ダミー1ヶ所のみ）、同時間帯に子供を迎えに来ていた複数の保護者のドラレコ映像から犯人を特定できたそうですが、それがなければ解決できなかったかもしれない可能性を思うと、やはり地域にもっと防犯カメラが増設されてほしい！そんな思いから、家族防犯ネタの“インスタ不意打ち投稿”も続けていたりします。

例えば、

- ①子供の名前を記した傘やおもちゃを玄関先に出しっぱなしにしないこと（連れ去り防止）
- ②エクステリアの片付けを怠ると放火被害に遭いやすかったり、庭先に放置されたモノを足場にして上階から侵入されるリスクも否定できないこと
- ③軒先に止めた車を見れば（車外から見える所に個人情報が含まれた書類を放置していたり、無施錠だったり）その家の隙のレベルが丸わかりで不用心なこと等々。

防犯×整理収納＝家族を守る身近な“防犯片づけ”です。

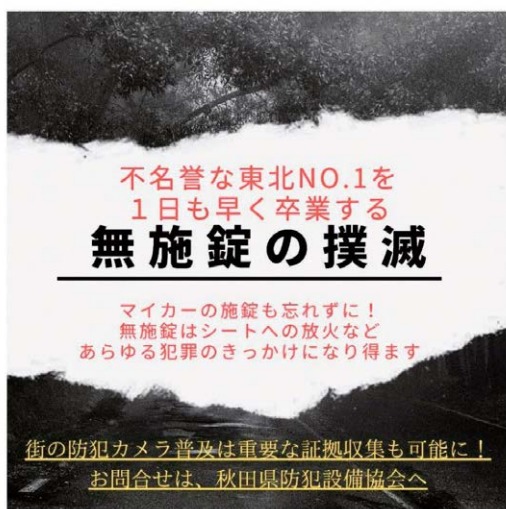
季節柄や旬なニュースから引用し、各家庭で自分事にして貰えるよう工夫して書いていますが、私のInstagramは防犯の専門アカウントにはしていません。専門アカにすると防犯意識の高い人だけが集まってしまい「ふだん意識していない人」に届かないからです。不意打ち投稿でニュートラルな親御さんにも防犯メッセージが届けば、防犯にお金をかける意味が少しずつ伝わり、世論が動き、地域全体で防犯面での“住み続けられる街づくり”を叶えていけると信じています。

どう伝えるか、は報道アナ時代から常に悩んでいます。何を発信しても自分事にして貰えない限り被害は減りませんし、防犯意識も高まらず、地域や自治体が防犯にかかる予算も増えない負のスパイラル。リアルな発信で子育て世代にアプローチし続けることで「じゃあ（防犯設備のことを）誰にきけば？」となった時にすぐ、カメラやガラス・カギなど各々のプロにパトタッチできるような架け橋になればと願って日々活動しています。

目下の夢は、秋田のご当地ヒーロー・超神ネイガーと共に親子向けの「防犯さんぽ」のミニ番組を提案・出演すること！

設立4年半ながら少数精鋭・多業種で多角的に防犯を考えられるのが強みの秋田の協会メンバーとして、まずは個々人に身近な防犯に興味を持って頂く事から地域防犯を盛り上げるお手伝いを続けていきます。

yanase_wakana_official
秋田県 秋田市



秋田県防犯設備協会 チラシ



冷蔵庫収納リーフレット監修

学校110番非常通報装置

～いち早い通報システムの確立を目指して～

NPO 法人 東京都セキュリティ促進協会の 理事
株式会社ライフネット 代表取締役

青木 一



私の総合防犯設備士としての歩みは、非常通報装置とともに成長してきたと言えるかもしれません。もともと私は通信設備を販売・工事・保守する会社の2代目として事業を行ってきました。通信機メーカーへの出向などを通して、通信設備の技術的な仕組みを学び、電話がどうしてつながるのか、電話機の中はどうなっているのかを学ぶことができました。この知識が後に学校110番通報装置の設置に大いに役立つものとなりました。

非常通報装置といっても、一般の施設が使用する非常通報装置と、110番・119番に通報する非常通報装置とでは機能に大きな違いがあります。

110番または119番に電話をかけると、警察・消防はかけてきた電話機へ折り返すことができるようになっています。また当然のことながら110番・119番は電話料金がかかりません。ですから通報した際の電話回線の動作にも違いがあります。

それで一般に使用されているものと同じ非常通報装置では、110番・119番へ通報することができないわけです。こうした理由から専用の通報装置が求められることになります。



110番通報の仕組み

私がこうした専用の通報装置の設置にたずさわったのは、119番火災通報装置の設置が最初でした。昭和62年東京都東村山市にある特別養護老人ホーム「松寿園」で火災があり、死者17名負傷者25名の犠牲者が出た事故をご記憶の方もおられると思います。

その後社会福祉施設における防火安全対策として消防機関へ通報する非常通報装置の設置が勧められるようになりました。

この「松寿園」に火災通報装置を設置したことが、まさに最初の非常通報装置の設置となりました。当時は岩崎通信機株式会社のパトホンが火災通報装置として設置できる最初のころの機器だったことを覚えています。

その後ホテル・旅館等への火災通報装置の設置業務にも携わってきましたが、徐々にセキュリティ関連の仕事が多くなっていきました。

そしてあの平成13年6月8日の附属池田小学校の事件が発生しました。児童8人を殺害し、15人を負傷させるという残虐な事件が起きたのです。

この時、東京都は都内約6000施設の小学校・中学校・幼稚園・保育園に学校110番非常通報システムを導入することを決定しました。

私の会社が所属するNPO法人東京都セキュリティ促進協力会（東セ協）では、この事業に参加するために、副理事長で株式会社セキュリティハウスの社長照井康平氏と株式会社ライフネットの会長青木一郎氏が、初期の学校110番委員会を立ち上げ、この事業に参加すべく行動されました。

東京都教育庁と警視庁を何度も訪問し、この事業への許可を得るために奔走して下さったと聞いています。

こうした努力の結果、東京都セキュリティ促進協力会は、学校110番非常通報装置の申請、設置工事、保守を行うことが許可されることになりました。

とはいえ、都内6000施設のうち、どのくらいの施設を東セ協が工事することになるのか、また短い期間で通報装置そのものを開発し、工事できるのか、24時間365日の監視センターの運用など、多くの問題がありました。



東セ協監視センター



工事の様子

通報装置そのものの開発や製造においては、東セ協の会員NECインフロンティア株式会社（現NECプラットフォームズ株式会社）様が急ピッチで製品を完成させてくださいました。

当時私も工事を担当する責任者として、NECインフロンティア様の工場での機器の説明会に参加したことを覚えています。この時に以前の電話設備の知識や火災通報装置設置の経験が役立つことになりました。もっとも役立ったのは、当時設置対象となる施設、特に保育園等小さい施設ではISDN回線1本しか使用しておらず、施設に設置されている電話装置のままでは、通常の非常通報装置の設置方法で設置できない施設があるということがわかったときです。

急遽NECインフロンティアの技術の方々と会議を行い、特別な切り替え装置を提案いたしました。そしてその提案通りの機器を開発してくださいました。

その結果、すべての施設で安心して機器の設置工事ができるようになりました。

また東セ協のメンバーの皆様の活躍によって、他の問題も解決することができ、無事1561施設への設置が完了することとなりました。

その後学校110番委員会が常設の委員会となりました。私もそのメンバーとして参加することとなり、平成24年から学校110番委員会・委員長として働いています。



切り替え装置

この学校110番非常通報装置は「いざ」というときに威力を発揮します。総合的な防犯を考える際には、様々な危険要素を考慮することが必要です。それぞれの危険にどのように対応するのか、最も効果的な方法は何かを常に考える必要があります。

時折、「この機器は無駄じゃないの、一度も使ったことないし」という声をいただくことがあります。がとても残念に思います。

社会にとって犯罪がないことが一番です。しかしいつ犯罪が起こるかはわかりません。

万が一発生したときの対応策、未然に防ぐ方法、いち早い通報システムの確立など常に備えを怠らないことはとても大切です。

総合防犯設備士として、これからも防犯に対する備えを訴えていきたいと思っています。

学校110番非常通報装置の設置を始めてから数年後、平成18年に総合防犯設備士の資格を取得したわけですが、保育園・幼稚園・学校など子どもたちが集まる施設への防犯診断が多くなりました。総合的に防犯を考える上でこの総合防犯設備士の資格は役立っていると思います。

東セ協では20年が経過した現在、都内2500を超える施設を保守しています。

またライフネットとしては千葉県、神奈川県、埼玉県で500ほどの施設を保守しています。

この学校110番非常通報システムは万が一の時、子供たちの安心安全を確保するうえで欠かせないシステムだと確信しています。引き続き総合防犯設備士として、特に子供たちの安心安全のために、この分野で微力ながら尽くしていきたいと思っています。

あさま山荘事件から50年



公益社団法人 日本防犯設備協会 特別講師 富田 俊彦

一 忘れられない事件

私は、警視庁第二機動隊員として羽田事件、成田空港闘争警備、東大安田講堂警備、沖縄返還闘争警備、連合赤軍あさま山荘事件の現場に出動して激動の時代を経験しました。

中でも、忘れられない事件は、1972年2月、長野県軽井沢町の保養所施設で過激派の犯人が銃を手に人質をとって立てこもった「連合赤軍あさま山荘事件」です。

今年にあさま山荘事件から50年となることから、警視庁第二機動隊において、現職の若い隊員に対し「元隊員が語る50年前のあさま山荘事件」と題して講演させて頂きました。

現在の警察では、ハイジャックや重要施設占拠事件等のテロ事件に対応するために、特殊急襲部隊(SATサット)を編成して警視庁や大阪等の8都道府県警察に配備され、装備資器材も飛躍的に充実しており、頼もしい限りです。これに反して、当時の機動隊の防弾対策は不十分で装備資器材も不備で、現場で急遽、銃弾を防ぐ大盾を二枚重ねで補強し、土嚢袋を積み上げ、靴にわら縄を巻くなど、現在とは比べようもなく、50年前に体験した事実と隊員の想いを話すことにしました。

軽井沢へ出動することが決まった日、犯人は銃を所持しており、命をかけた厳しい警備が予想されたので、妊娠中の妻と幼い息子を浜松の実家に帰しました。

妻のお腹にいた長女が今年50歳を迎え、当時を振り返ると様々な想いが交錯します。

2月22日、早朝、第二機動隊は内田尚孝隊長の指揮下139名で出動し、私は隊長車の運転を担当して軽井沢へ向かいました。

事件現場は、氷点下15度、積雪30cmの極寒で足場の悪い環境下、銃弾の飛び交う過酷な条件の中、内田隊長は、人質の無事救出と犯人検挙のために、連日深夜まで不眠不休で戦術を練り、強行作戦計画を策定し、現場では強行偵察活動、説得工作、土嚢袋積み、大盾を重ねる作業などの指揮を執り、強行突入作戦の準備を進めました。



鉄球と放水で山荘への突入が始まる

二 決意を込めた国旗

人質救出強行作戦を控えた前夜、内田隊長は全隊員を宿舎の食堂に集めて、明日の強行突入の予定を訓示した後、作戦の無事成功を誓いカップ酒で乾杯しました。

隊長から日の丸の国旗を3枚買ってくるよう命じられたのは夕食の前で、軽井沢の町を探し回り、小さな洋品店で、やっと2枚の国旗を購入しました。

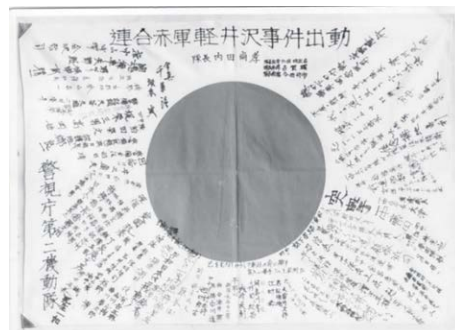
夕食後、テーブル上に広げられた国旗に、最初に隊長が署名し、続いて隊員が次々と名前と決意を書き記しました。

「強い想があれば、どんな困難にも打ち勝つことが出来る。」、「人事を尽くして天命を待つ。」という教えは隊長の覚悟であり、事前にやれることは全てやった、明日は、最前線に行く隊員と後方支援をする隊員が心を併せて助け合い、二機が一枚岩で団結して、命をかけて頑張るぞという強い決意とお互いの無事を祈って署名したのです。

多くの隊員が並んで署名の順番待ちをしていて、書けずにいると「帰ってからゆっくり書けば」と言う隊長のアドバイスに、私は、帰隊してから書くことにしました。

その後、国旗のことは、すっかり忘れており、署名する機会を失って、この国旗を目にしたのは数年後のことで、警視庁本部の2階警察資料館に展示されている懐かしい国旗には、私の名前は無く、一人取り残された寂しさと複雑な気持ちになりました。

今でも、この国旗に書かれている隊長や隊員の名前を見ると懐かしい顔が浮かび、当時のことが蘇ります。もう1枚の国旗は現在、警察博物館に展示されています。



第二機動隊員が署名した国旗

三 生き方を決めた尊い教訓

2月28日、午前9時50分、人質救出作戦が開始され山荘への強行突入が行われました。

銃弾と爆弾が飛び交う過酷な条件の中、「拳銃は使用しない。犯人を傷つけてはならない」という厳しい命令のもと放水とガス弾で対応する長時間の激しい攻防の末、午後6時15分、人質の牟田泰子さんを218時間振りに無事救出し、犯人5名を逮捕して目的を果たしましたが、抵抗する犯人の狙撃により、第二機動隊・内田尚孝隊長(当時47歳)と特科車両隊・高見繁光警部(当時42歳)の2名が殉職し、隊員26名が負傷する大きな犠牲を払いました。隊員の先頭に立って指揮をとっていた内田隊長が犯人の凶弾に倒れ、壮烈な殉職をされたことが信じられず、隊員思いの隊長を守れなかったことは残念で悔いが残りますが「自らを犠牲にして職務を全うする」警察官の使命の重さと尊さを教えられました。



強行突入前決意の訓示

内田隊長の手帳には「世の中の人々が安心して暮らせるようにと役立つことが、私たち警察官の使命である。万が一の時に自分の命を差し出すことがあっても、悔いは無い。自分はその覚悟を持って毎日家を出るが家族にはその覚悟は無いかもしれない。世の中が平和になり、事件を起こす人がいなくなれば、悲しい思いをする人もいなくなり、そういう平和な世の中になることを願って、日々頑張っている。」と仕事に取り組む姿勢と決意が書かれていました。その後、警察生活で仕事に行き詰り悩んだ時は、内田隊長の教訓を思い出して「命をかけて国民のために、仕事をしているか。」と常に自らに問いかけてきました。

インターネットで「あさま山荘事件」を検索すると、直ぐに写真や映像で見ることが可能ですが、歴史的な事件の現場で活躍した当時の隊員は、高齢で次々と亡くなり、命をかけて任務を遂行した貴重な体験を語る人が少なくなりました。「あさま山荘事件」を伝説にすることなく、若い警察官に確実に引き継がなければなりません。

最近、公共の場所での無差別殺傷事件や改造銃を使用したテロ事件が発生しており、治安の悪化が案じられます。主義主張の違い、差別や不条理な社会が許せないなど、反発する理由はいろいろあると思いますが、「理想」や「平和」を主張して、暴力を手段に尊い人の命を奪うことは絶対に許されません。世界の各地で争いが絶えず、多くの人達が殺害され、血を流している今だからこそ、過去の過ちを繰り返すこと無く、人間としてどうあるべきか、命の大切さを真剣に考えて、日本の将来を担う、子ども達に平和へと続く道を示さなければなりません。

そして、超法規的措置で海外に逃亡中の、坂東国男容疑者が逮捕されて、法の裁きを受けるまで、「あさま山荘事件」は終わることはありません。

防犯設備士の更新講習実施状況レポート(大阪会場)

日本防犯設備協会では、2021年度から講習による資格更新の試行を行っています。
2022年度は、十分なコロナ感染対策を実施の上、次の日程、場所で実施します。

- 1.関西ブロック(実施場所:大阪)……2022年 9月26日(終了)、2023年2月28日
- 2.九州ブロック(実施場所:福岡)……2022年10月21日
- 3.中部ブロック(実施場所:名古屋)……2022年11月12日



ご紹介ページ

2022年度初回の更新講習を大阪で実施したので、概要を報告します。

- 1.日時 2022年9月26日(月) 展示会 :10:00~16:40
共通講習 :13:30~15:00
地域協会主催セミナー :15:10~16:40

2.場所 エル大阪 大阪府大阪市中央区北浜東 3-14

3.概要

1)展示会(資格更新者は参加任意、一般参加が可)

AI防犯カメラ、インターホン、センサー、電気錠、セキュリティゲート、鍵管理BOXなどの展示・説明がありました。参加者が熱心に質問しているブースがいくつもあり大変盛況でした。

テーマ:最新のセキュリティ機器

参加企業:17社



会場の様子



スマートロック等



最新の防犯カメラ(その1)



最新の防犯カメラ(その2)

2)共通講習(講習方式の資格更新者は参加必須)

日本防犯設備協会が準備した地域共通の講習で、資格更新テキストの内容を講習しました。資格更新テキストは、犯罪情勢、設備機器(出入管理設備、LED防犯灯)の情報更新の他、防犯カメラ特集として、4K/AHDカメラ、ネットワークの基礎、防犯カメラ画像と個人情報保護法との関係、施工など盛り沢山の内容となっています。

テ ー マ：資格更新テキストの内容説明

参加人数：72名



座席はなるべく距離を開けて配置



共通講習の様子

3)地域協会主催のセミナー(資格更新者は参加任意、一般参加が可)

テ ー マ：最新のセキュリティ機器

1)レーザースキャンセンサー(オプテックス株式会社)

2)防犯カメラのAI利用の現状と今後(株式会社ケルク電子システム)

参加人数：約50名



レーザースキャンセンサーの講習

2022年度 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内

防犯設備士養成講習・資格認定試験はIT方式を採用しています。講習はあらかじめ撮影した動画をオンライン配信、試験は全国47都道府県300か所のテストセンターで実施となります。

開催回	募集期間	開催期間	
		講習	試験
第118回 (募集終了)	4月15日(金)～ 5月26日(木)	4月21日(木)～ 6月30日(木)	4月24日(日)～ 6月30日(木)
第119回 (募集終了)	7月15日(金)～ 8月25日(木)	7月21日(木)～ 9月30日(金)	7月24日(日)～ 9月30日(金)
第120回	10月17日(月)～11月27日(日)	10月23日(日)～12月27日(火)	10月26日(水)～12月27日(火)
第121回	2023年 1月16日(月)～ 2月26日(日)	1月22日(日)～3月31日(金)	1月25日(水)～ 3月31日(金)

防犯設備士養成講習・資格認定試験の学割制度を適用（一般の半額）

高校、高専、大学、大学院、専門学校等の現役学生に対し、学生割引の制度を適用しています。受講・受験の費用が一般では44,000円のところ、学割適用で22,000円（半額）になります。学割適用のためには、在学証明書の提出が必要です。

当協会のホームページをご覧ください。

2022年度 総合防犯設備士受験セミナー・資格認定試験のご案内

2022年度の総合防犯設備士受験セミナー・資格認定試験を下記の要領で開催します。受講・受験を希望される方は、お申込みください。また受験セミナーは、今年度も新型コロナウイルス感染防止対策としてWebツール(Zoom)を用いたオンラインセミナーとします。講習・試験の詳細を順次当協会のホームページに掲載します。

No	名称	開催日	開催地	会場名	募集人員	募集期間
1	受験セミナーNo.1	7月16日(土)	東京	オンライン	60名	6/11～7/8 (募集終了)
2	受験セミナーNo.2	7月23日(土)	大阪	オンライン	60名	
3	受験セミナーNo.3	8月27日(土)	東京	オンライン	60名	7/23～8/19 (募集終了)
4	受験セミナーNo.4	9月 3日(土)	大阪	オンライン	60名	
5	一次試験A(筆記試験)	10月 8日(土)	東京	飯田橋レインボービル	—	7/1～9/18 (募集終了)
6			大阪	新梅田研修センター	—	
7	一次試験B(講習認定) 二次試験B(面接試験)	11月 5日(土)	東京	島嶼会館	書類審査 合格者	6/1～6/30 (募集終了)
8	二次試験A(面接試験)	12月 3日(土)	大阪	新梅田研修センター	一次試験 合格者	—
9		12月10日(土)	東京	日本防犯設備協会		

防犯設備士(優良)について

資格更新をしていただいた方の優位性を高めるために新規に制定した制度です。

◆防犯設備士(優良)とは ※通称、優良防犯設備士(口頭で呼ぶ場合)

- (1) 資格更新を行い、かつ有効期限内であり、資格更新時及びその後も継続的に最新の知識を取得しており、社会的信頼性が高い。
- (2) 連絡先が明確であり、日防設から必要に応じて連絡することができる。
- (3) 2020年4月1日以降の資格更新者から適用開始

◆優位性を高めた内容

- (1) 資格者証を一新し、一目で防犯設備士(優良)であることがわかる。
- (2) 専用の名刺シールとネックストラップを使用することができる。
- (3) 日防設ジャーナルを毎号受領でき、その他の有用情報も継続的に受領できる。

◆防犯設備士(優良)の位置付け

広義では防犯設備士ですが、資格更新を行い、かつ有効期限内の方の呼称として、防犯設備士(優良)を使用するという。防犯設備士は以下の3グループになる。

- ① 資格認定試験に合格して資格者証を取得後、初回の資格更新待ちのグループ
- ② 資格取得後3年以上経過し、資格更新したグループ
(これを防犯設備士(優良)とする)
- ③ 2012年度以前に資格取得し、資格更新していないグループ

●新資格者証、名刺シール、ネックストラップのご紹介



名刺への記載例と名刺シール



資格者証携帯用ネックストラップ



ご存知ですか？

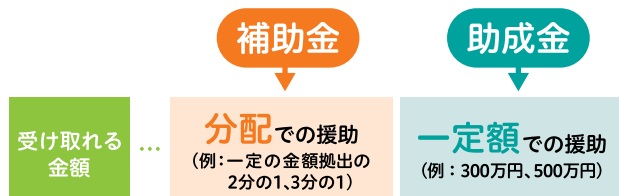
あなたの街の防犯設備にも

補助金を活用できます！



1 補助金・助成金ってなに？

どちらも公共の利益のために募集され、申請が承認されれば費用の一部を支援として受けられる制度です。



※官公庁によっては、補助金・助成金が同意語的に使われていることもあります。

2 防犯設備の設置も支援されます

様々な種類のある補助金・助成金制度ですが、**防犯設備の設置・導入**に関する制度も多くあります。

- 「商店街、まちづくり事業(補助金)」
商店街・市街地での防犯カメラ、LED照明の設置・導入
- 「防犯設備整備費助成」
商店街・町会・自治会・マンション管理組合での防犯カメラ、照明の設置・導入
- 「防犯カメラ設置促進補助事業」
各自治体県警より防犯カメラ設置促進

3 具体的な支援ルートは？

主に以下のようなルートで公募・支援されます。



国 …防犯設備では、経済産業省・外局の中小企業庁、国土交通省、文部科学省、厚生労働省が主です。
※国土交通省は各自治体経由支援が中心。

各自治体 …区・市・町含む 公益財団法人 …例:宝くじ協会等

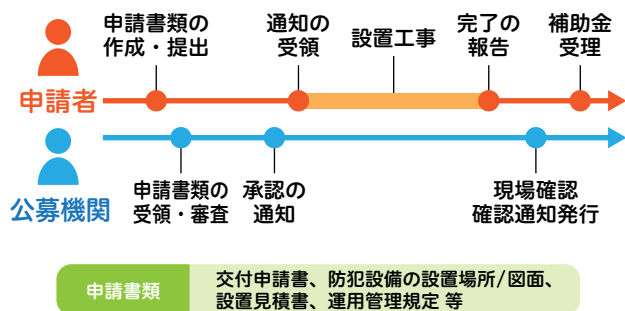
4 募集時期のタイミング

財源は予算決定時と連動しています。

定期募集	臨時募集	暫時募集
4月～6月 がピーク	9月～11月 が多い	※

議会で翌期予算の決議後 予算の未消化分、あるいは補正予算が組まれた後 ※時期に限らず募集されるので、定期的に省庁・自治体のホームページを閲覧することが大切です。

5 補助金・助成金を受けるための流れ



申請書類 交付申請書、防犯設備の設置場所/図面、設置見積書、運用管理規定等

6 注意点

1. 申請期間

受付期間や工事完了期間が決まっています。

2. 必要書類

自治体や制度によって必要な書類が異なります。準備に時間がかかることがあるので注意してください。

3. 補助金が出るタイミング

補助金・助成金は後払いです。防犯設備の設置時には費用全額を申請者が払う必要があります。

上記に関わらず、迷ったら公募機関に相談してください。不正受給が判明した場合、全額返還や追加納付等が発生します。

安全安心な街づくりに活用しましょう！

具体的な流れ・導入事例はこちら▶

補助金活用の流れ

1



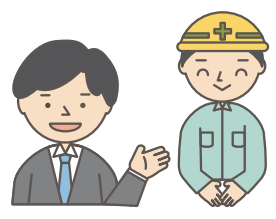
人通りもなく、暗い夜道を不安に思う地域住民。

2



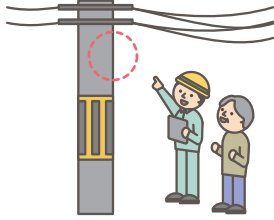
自治会長が地域の防犯設備協会等に相談します。

3



相談を受けた地域の防犯設備協会等が防犯設備士を紹介します。

4



自治会長と現場を調査し、どのような防犯設備が必要か検討します。

5



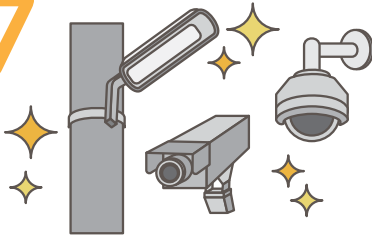
防犯設備導入に補助金活用をアドバイス!

6



補助金制度を利用すると決まったら、自治会長が公募機関に申請します。

7



申請が承認され次第、防犯設備を導入します。

8



工事の完了が確認されると補助金が出ます。

9



安全で安心して暮らせる街へ。

実際に導入された事例

東京都 「東京都地域における見守り活動支援事業」 (平成22年度~)

地域の防犯力向上のため、防犯カメラなどの防犯設備の導入に対し、区市町村を通じて補助を行っています。

補助された団体

- ・地域で防犯のための見守り活動を行う町会
- ・自治会・PTA など

他にも、南三丁目東町会 (目黒区)、江戸川区葛西地区など導入事例があります。

例: 練馬駅前6商店会 (練馬区)

総事業費 900万円
1台当たりの単価 約40万円

都及び区の補助

自己負担額150万円
で22台を設置

大阪市 「大阪市子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助事業」 (平成24,25年度)

主に子どもの通学路や小学校周辺の安全確保を目的とした、防犯カメラ設置による地域防犯事業。

補助された団体

- ・防犯ボランティア活動団体
- ・地域振興会・PTA協議会など

対象経費の4分の3を補助
(1台あたりの上限15万円)

2年間で計254台の防犯カメラを設置



補助金制度の知識は、日頃の防犯診断・設計にも役立ちます。
ぜひ積極的に活用してください。



日本防犯設備協会 防犯システム委員会では、設備士の方々に協会からのメルマガあるいは協会HP内「設備士ログイン」(<https://www.ssaj.or.jp/mypage/login/>)にて最新の補助金検索情報を提供しております。情報内容にご質問、ご要望などありましたらお気軽に(ssaj_systems@ssaj.or.jp)へお問い合わせください。尚、情報提供は予告なく終了することが御座いますのでご容赦ください。

ログインはこちら



公益社団法人 日本防犯設備協会

〒105-0013

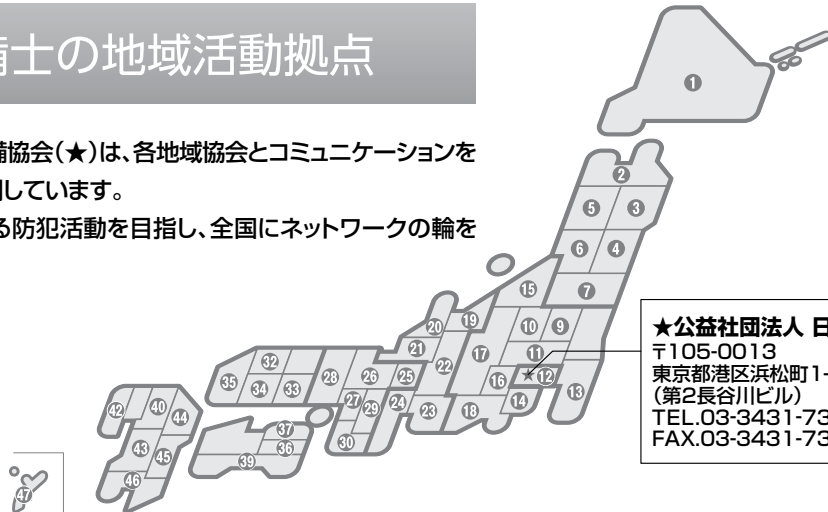
東京都港区浜松町1-12-4(第2長谷川ビル)

TEL.(03)3431-7301 FAX.(03)3431-7304

防犯設備士の地域活動拠点

公益社団法人 日本防犯設備協会(★)は、各地域協会とコミュニケーションを
図りながら、防犯活動を展開しています。

また、地域に根ざした更なる防犯活動を目指し、全国にネットワークの輪を
広げて行きます。



★公益社団法人 日本防犯設備協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1-12-4
(第2長谷川ビル)
TEL.03-3431-7301
FAX.03-3431-7304

①北海道防犯設備士協会

〒065-0017
北海道札幌市東区北17条東7-1-15
進栄ロックサービス(株)内
TEL.011-742-3961
FAX.011-742-0473

②青森県防犯設備協会

〒030-0803
青森県青森市方2-9-20
至津ビル203
TEL.017-718-2865
FAX.017-718-2865

③岩手県防犯設備協会

〒020-0873
岩手県盛岡市松尾町2-4
吉田防犯内
TEL.019-618-6051
FAX.019-618-6051

④宮城県防犯設備士協会

〒981-0904
宮城県仙台市青葉区旭ヶ岡4-12-33
テルテック東北(株)内
TEL.022-219-4551
FAX.022-219-4550

⑤秋田県防犯設備協会

〒011-0904
秋田県秋田市寺内蛭根3-24-13
(株)パワース内
TEL.018-848-2777
FAX.018-824-8003

⑥山形県防犯設備協会

〒990-2401
山形県山形市平清水1-1-75
山形パナソニック(株)内
TEL.023-622-5583
FAX.023-623-4370

⑦福島県防犯設備協会

〒979-0201
福島県いわき市四倉町字芳ノ沢1-27
(株)成栄内
TEL.0246-32-5517
FAX.0246-32-5517

⑧栃木県防犯設備協会

〒320-0061
栃木県宇都宮市宝木町1-14-7
(株)宇都宮ロック内
TEL.028-622-1169
FAX.028-622-1125

⑩一般社団法人 群馬県防犯設備協会

〒371-0023
群馬県前橋市本町1-3-2
群馬ビル3F
TEL.027-226-0110
FAX.027-226-6400

⑪一般社団法人 埼玉県防犯設備協会

〒346-0012
埼玉県久喜市栗原2-14-39
TEL.090-4674-9736
FAX.0480-23-5185

⑫NPO法人 東京都セキュリティ促進協力会

〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-32-6
河合ビル3F
TEL.03-3985-8676
FAX.03-3985-8678

⑬一般社団法人 千葉県防犯設備協会

〒263-0023
千葉県千葉市稲毛区緑町2-14-4
ゆみビル3F
TEL.043-301-6409
FAX.043-301-6419

⑭NPO法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

〒231-0825
神奈川県横浜市中区本牧間門36-13
ライコムビル3F
TEL.045-263-8497
FAX.045-263-8498

⑮新潟県防犯設備協会

〒940-2105
新潟県長岡市緑町1-38-158
TEL.070-8460-6932
FAX.0258-84-7228

⑯NPO法人 山梨県防犯設備士協会

〒400-0045
山梨県甲府市後屋町363
(株)センティス甘ー内
TEL.055-241-0378
FAX.055-241-4480

⑰長野県防犯設備協会

〒399-0033
長野県松本市世賀71117-1
アイエヌ通信工業(株)(セキュリティハウス信州)内
TEL.0263-86-7788
FAX.0263-85-3311

⑱静岡県防犯設備士生活安全協議会

〒420-0842
静岡県静岡市葵区銀座町94-5
(株)中部ロックセンター内
TEL.054-247-8001
FAX.054-247-8694

⑳富山県防犯設備協会

〒939-3541
富山県富山市水橋沖64-1
ライフガード北陸内
TEL.076-479-0801
FAX.076-479-0804

㉑石川県防犯設備促進協会

〒920-0055
石川県金沢市北町乙63
(株)マスターキー内
TEL.076-262-0110
FAX.076-223-6269

㉒NPO法人 福井県防犯設備協会

〒918-8015
福井県福井市花堂南1-4-17
(株)キーセンター内
TEL.0776-35-0110
FAX.0776-34-0119

㉓岐阜県防犯設備協会

〒500-8269
岐阜県岐阜市西部中島3-20
岐阜県警備業協会内
TEL.058-277-6222
FAX.058-272-0955

㉔愛知県セルフガード協会

〒460-0022
愛知県名古屋市中区金山3-10-14
アイホン(株)名古屋支店内
TEL.052-212-7850
FAX.052-211-7514

㉕NPO法人 三重県防犯設備協会

〒514-0131
三重県津市あつたつ4-7-7
三重電業(株)内
TEL.059-232-0303
FAX.059-232-5586

㉖滋賀県防犯設備士協会

〒520-0101
滋賀県大津市雄琴5-8-12
オブテックス(株)内
TEL.077-579-8999
FAX.077-579-8999

㉗一般社団法人 京都府防犯設備協会

〒612-8448
京都府京都市伏見区竹田東小屋ノ内町6
バスコム株式会社
TEL.075-606-1236
FAX.075-606-1536

㉘NPO法人 大阪府防犯設備協会

〒540-0029
大阪府大阪市中央区本町橋2-23
第7松屋ビル5F
TEL.06-6585-0061
FAX.06-6585-0062

㉙NPO法人 兵庫県防犯設備協会

〒670-0825
兵庫県姫路市市川橋通2-49-2
(株)セキュリティハウス神姫内
TEL.079-223-7450
FAX.079-223-7460

㉚NPO法人 奈良県防犯設備士協会

〒635-0823
奈良県北葛城郡広陵町三吉254-14
アクティブ防犯センター内
TEL.0745-54-5141
FAX.0745-54-5141

㉛和歌山県防犯設備協会

〒649-6202
和歌山県岩出市根来1709-1
(株)セキュリティフォーユー内
TEL.0736-61-0101
FAX.0736-61-0109

㉜島根県防犯設備協会

〒694-0052
島根県大田市久手町刺鹿622-1
西日本通信工事(株)内
TEL.0854-83-7221
FAX.0854-83-7036

㉝岡山県防犯設備業防犯協力会

〒703-8265
岡山県岡山市中区倉田296-13
(株)セキュリティハウス内
TEL.086-277-1517
FAX.086-276-7478

㉞NPO法人 広島県生活安全防犯協会

〒732-0055
広島県広島市東区東蟹屋町5-10
(株)ロックサービス内
TEL.082-263-5390
FAX.082-262-4169

㉟一般社団法人 山口県防犯設備士協会

〒755-0084
山口県宇部市大字川上528
TEL.0836-38-5224
FAX.0836-33-7613

㊱一般社団法人 徳島県防犯設備協会

〒770-0005
徳島県徳島市南矢三町1-7-37
(株)サイバ内
TEL.088-633-7775
FAX.088-633-7776

㊲香川県防犯設備業防犯協力会

〒760-0066
香川県高松市福岡町4-26-26
(有)エーファセキュリティサービス内
TEL.087-813-3107
FAX.087-813-3108

㊳NPO法人 高知県防犯設備協会

〒780-0055
高知県高知市江陽町10-24
土佐通信システム(株)内
TEL.088-882-1891
FAX.088-883-0501

㊴NPO法人 福岡県防犯設備士協会

〒810-0021
福岡県福岡市中央区今泉1-13-28
サンスペース今泉11501号
TEL.092-718-3990
FAX.092-718-3995

㊵長崎県防犯設備協会

〒852-8117
長崎県長崎市平野町10-32
(有)原田キーコー内
TEL.095-844-0110
FAX.095-844-0873

㊶一般社団法人 熊本県防犯設備協会

〒862-0962
熊本県熊本市南区田迎3-3-22
(株)セフティプランナー九州内
TEL.096-234-7531
FAX.096-234-7532

㊷大分県防犯設備士協会

〒870-0034
大分県大分市都町2-7-24
SGFセキュリティシステム内
TEL.097-535-0002
FAX.097-532-5077

㊸NPO法人 宮崎県防犯設備士協会

〒880-0951
宮崎県宮崎市大塚町流合5115-5
(株)九州ガードシステム内
TEL.0985-59-2101
FAX.0985-50-3290

㊹鹿児島県防犯設備協会

〒890-0034
鹿児島県鹿児島市田上5-1-30
(株)沖繩電子内
TEL.099-252-3881
FAX.099-252-3841

㊺沖縄県防犯設備協会

〒901-2223
沖縄県宜野湾市大山3-3-9
(株)沖繩電子内
TEL.098-898-2358
FAX.098-897-3178

2022年10月現在

協会出版物の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会発行 調査研究報告書 頒布価格一覧

2022年10月現在

会報／情報誌

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
461	会報 防犯設備 2022 盛夏号 No.137	運営企画会議	2022年 7月	—	2,200	
460	情報誌 日防設ジャーナル 2022 年陽春号 No.136	運営企画会議	2022年 4月	—	550	
457	会報 防犯設備 2022 新年号 No.135	運営企画会議	2022年 1月	—	2,200	
455	情報誌 日防設ジャーナル 2021 年爽秋号 No.134	運営企画会議	2021年10月	—	550	
452	会報 防犯設備 創立 35 周年特別号 No.133	運営企画会議	2021年 7月	—	2,200	
451	情報誌 日防設ジャーナル 2021 年陽春号 No.132	運営企画会議	2021年 4月	—	550	
447	会報 防犯設備 2021 新年号 No.131	運営企画会議	2021年 1月	—	2,200	
446	情報誌 日防設ジャーナル 2020 年爽秋号 No.130	運営企画会議	2020年10月	—	550	
445	会報 防犯設備 2020 盛夏号 No.129	運営企画会議	2020年 7月	—	2,200	
444	情報誌 日防設ジャーナル 2020 年陽春号 No.128	運営企画会議	2020年 4月	—	550	

防犯ガイドブック 多数の場合、別途ご相談ください。

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
458	暗証番号やカード、生体認証による出入りの制限と管理 出入口のセキュリティガイド	出入管理機器委員会	2022年 3月	300	440	
449	自動車セキュリティガイド Vol.3	自動車・オートバイ委員会	2021年 3月	500	600	
448	防犯カメラシステムガイド vol.3	映像セキュリティ委員会	2021年 3月	650	780	
437	安全・安心なまちづくりをめざして 防犯照明ガイド vol.6	防犯照明委員会	2019年 7月	320	430	
421	防犯カメラシステムネットワーク構築ガイドⅡ	RBSS 委員会	2017年 4月	510	630	
419	あなたのまちの駐車場はだいたいようぶですか 駐車場セキュリティガイド vol.2	防犯システム委員会	2017年 3月	490	590	
415	あなたの愛車をまもる オートバイセキュリティガイド vol.2	自動車・オートバイ委員会	2016年 3月	360	460	
171	暮らしの安全のために、知識と対策を ホームセキュリティガイド	防犯システム委員会	2012年 4月	360	460	

統計調査

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
459	2021 年版 防犯設備機器統計調査報告書	統計調査委員会	2022年 3月	3,700	5,300	

映像セキュリティ

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
130	防犯映像システム評価用チャート (3 枚一式) (チャートご利用の手引き付き)	映像セキュリティ委員会	2004年 3月	5,300	7,900	

施工関連／その他

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
456	映像ネットワーク構築手順書	映像監視分科会	2022年 1月	650	1,000	
454	防犯カメラと個人情報保護法の取扱い	映像監視分科会	2021年10月	650	1,000	
453	防犯カメラ施工の手引	施工基準委員会	2021年 8月	1,000	1,500	
441	電気錠施工の手引	施工基準委員会	2020年 2月	650	1,000	
440	施工要領書 (Ver - 3)	施工基準委員会	2020年 2月	1,400	2,000	

制度事業関連

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
439	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準(アナログ HD 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの 2 品目含む	RBSS 委員会	2021年10月	5,300	7,900	
430	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (IP-IF 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの 2 品目含む	RBSS 委員会	2021年10月	5,300	7,900	
432	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (HD-SDI 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの 2 品目含む	RBSS 委員会	2019年 5月	5,300	7,900	
431	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (NTSC 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの 2 品目含む	RBSS 委員会	2019年 5月	5,300	7,900	
240	総合防犯設備士テキスト	総合防犯設備士委員会	2014年 7月	5,500	5,500	
266	RBSS 画質 A3 (静止画) 評価用チャート A2 (静止画) 評価用チャート セット 1 式	RBSS 委員会	2010年10月	11,000	16,500	
225	デジタルレコーダ (防犯用) 標準画像 (DVD 版 Ver1.0)	RBSS 委員会	2008年10月	5,300	7,900	

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

申込み先 問合せ先 〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル 4F) 公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局
(TEL: 03-3431-7301 FAX: 03-3431-7304 mail: info@ssaj.or.jp)

協会技術標準の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

2022年10月現在

	規格名称	規格番号	頁数	会員価格	一般価格	最終発行日
				日本語	日本語	
共通	防犯に関する用語	SES E 0001-7	40	1,180	1,760	2022/3/1
	防犯図記号 ^{*1}	SES E 0002-5	11	610	920	2022/3/1
技術標準	防犯警報設備一般基準	SES E 0003-3	2	280	420	2017/5/16
	環境試験規格	SES E 0004-5	27	2,060	3,090	2020/12/10
	防犯警報音規格	SES E 0005-3	4	400	580	2019/5/27
	検知器共通技術基準	SES E 0501-4	3	300	450	2017/5/16
	マグネットスイッチ規格	SES E 0502-3	2	280	420	2017/5/16
	赤外線ビーム検知器規格	SES E 0503-4	4	300	450	2017/5/16
	赤外線パッシブ検知器規格	SES E 0504-4	7	450	660	2017/11/6
	超音波式検知器規格	SES E 0505-3	4	390	570	2017/5/16
	ガラス破壊検知器規格	SES E 0506-3	3	300	450	2017/5/16
	シャッター検知器規格	SES E 0507-4	4	390	570	2017/5/16
	防犯用非常通報スイッチ規格	SES E 0508-3	3	300	450	2017/5/16
	キー式入出操作器規格	SES E 0509-3	2	280	420	2017/5/16
	警報制御盤規格	SES E 1501-4	7	590	890	2017/5/16
	防犯用ベル・サイレン規格	SES E 1502-3	3	300	450	2017/5/16
	防犯用直流電源装置規格	SES E 1503-3	7	530	790	2017/8/1
	警告灯規格	SES E 1504-3	4	300	450	2017/8/1
	電子式物品監視装置規格	SES E 1506-3	5	450	660	2017/8/1
	センサーケーブル式警報器規格	SES E 1507-3	4	390	570	2017/8/1
	自動通報機規格	SES E 1508-3	7	450	660	2017/11/6
	防犯灯の照度基準	SES E 1901-4	7	370	550	2015/2/3
	センサー付ライト規格	SES E 1902-2	10	670	1,010	2017/8/1
	センサー付防犯灯規格	SES E 1903-2	10	730	1,100	2017/11/6
	出入管理装置一般基準	SES E 2001-4	3	280	420	2022/3/24
	出入管理装置共通技術基準	SES E 2002-3	3	280	420	2018/2/6
	磁気ストライプカードリーダー規格	SES E 2004-4	3	300	450	2018/2/6
	ゲート管理装置規格(ホテル用)	SES E 2005-3	6	450	660	2018/2/6
	出入管理コントローラ規格	SES E 2006-4	6	470	690	2018/11/7
	鍵管理装置規格	SES E 2007-3	5	390	570	2018/2/6
	ICカードリーダー規格 ^{*2}	SES E 2008-3	4	300	450	2018/2/6
	非接触カードリーダー規格	SES E 2009-4	5	370	550	2018/2/6
	キーパッド装置規格	SES E 2010-3	6	450	660	2018/2/6
	指紋認証装置規格	SES E 2011-3	7	530	790	2018/2/6
	出入管理用記録プリンター規格	SES E 2012-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用電動シャッターインターフェース基準	SES E 2013-3	6	450	660	2018/2/6
	出入管理装置シリアルインターフェース(RS-232C)基準	SES E 2014-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用自動ドアインターフェース基準	SES E 2015-3	5	390	570	2018/2/6
出入管理用ソフトウェア規格	SES E 2016-3	6	470	690	2018/11/7	
出入管理用ソフトウェア管理データ入出力ファイル様式基準	SES E 2017-2	14	1,050	1,580	2018/2/6	
防犯用映像監視装置一般基準	SES E 3001-3	19	280	420	2020/2/13	
映像用モニタ規格	SES E 3004-3	9	670	1,010	2016/2/9	
映像用制御機器規格	SES E 3006-2	1	190	290	2010/3/31	
映像処理機器規格	SES E 3007-2	2	280	420	2010/3/31	
映像用旋回機器規格	SES E 3008-2	2	280	420	2010/3/31	
映像用ハウジング規格	SES E 3009-2	2	280	420	2010/3/31	

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

※1 協会ホームページよりダウンロードできます。

※2 本規格は、JIS X 6301に規定する外部端子付ICカードの読取りに使用するカードリーダーの規格です。

協会技術標準の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

2022年10月現在

	規格名称	規格番号	頁数	会員価格	一般価格	最終発行日
				日本語	日本語	
技術基準	映像伝送装置規格(有線方式)	SES E 3010-2	5	450	660	2010/3/31
	監視カメラ用レンズ規格	SES E 3011-2	4	390	570	2010/3/31
	電動ドーム型防犯カメラ規格	SES E 3012-3	6	530	790	2017/8/1
	防犯カメラシステム評価用チャート規格	SES E 3013-2	4	280	420	2011/3/31
	VPNルータ規格	SES E 3014-1	13	300	450	2020/2/13
	映像監視分野における長音符号に関する用語	SES E 3091-1	5	300	450	2020/12/10
	IP-IF対応防犯カメラ規格	SES E 3101-2	11	800	1,200	2013/5/31
	IP-IF対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3102-1	10	730	1,100	2013/5/31
	HD-SDI対応防犯カメラ規格	SES E 3151-1	12	880	1,310	2016/11/7
	HD-SDI対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3152-1	12	880	1,310	2016/11/7
	HD-SDI周辺機器取扱い規格	SES E 3153-1	5	390	570	2016/11/7
	NTSC対応防犯カメラ規格	SES E 3201-1	11	800	1,200	2013/5/31
	NTSC対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3202-1	18	1,320	1,990	2013/5/31
	遠赤外線防犯カメラ規格	SES E 3251-1	9	670	1,010	2016/2/9
	画角と評価規格	SES E 3401-1	11	800	1,200	2016/2/9
テレビドアホン規格	SES E 3501-2	8	610	920	2019/12/10	
防犯用共同住宅インターホン規格	SES E 3502-1	11	800	1,200	2016/11/7	
施工基準	侵入阻止の意思表示	SES E 7002-4	4	310	460	2015/5/19
	基本警戒線の設定	SES E 7003-4	6	470	690	2015/5/19
	防犯対象物件に対する警戒線の選択	SES E 7004-4	7	550	830	2015/5/19
	警戒方式における検知・警戒範囲	SES E 7005-4	6	470	690	2015/5/19
	対象物件の施設等級(重要度・危険性の度合)	SES E 7006-4	4	310	460	2015/5/19
	対象物件の地域環境等	SES E 7007-3	3	290	430	2015/5/19
	対象物件の見通し	SES E 7008-3	3	290	430	2015/5/19
	対象物件への侵入防御	SES E 7009-3	3	310	460	2015/5/19
	侵入警報設備の設計	SES E 7102-4	5	310	460	2015/5/19
	警戒線の設計	SES E 7103-4	6	400	580	2015/5/19
	機器の選定方法	SES E 7104-4	4	290	430	2015/5/19
	施設される回路の電圧	SES E 7202-4	5	310	460	2015/5/19
	施設される回路の電流	SES E 7203-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の絶縁抵抗	SES E 7204-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の接地	SES E 7205-4	4	290	430	2015/5/19
	施設される回路の電線	SES E 7206-4	3	290	430	2015/5/19
	電線の接続	SES E 7207-4	2	310	460	2015/5/19
	施設される回路の保護装置	SES E 7208-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の充電部の保護	SES E 7209-4	3	220	330	2015/5/19
	機器の設置場所	SES E 7210-4	4	290	430	2015/5/19
	電線の施設方法	SES E 7211-4	5	310	460	2015/5/19
	機器の取付	SES E 7212-3	2	220	330	2015/5/19
	検査、試験、取扱説明	SES E 7602-3	3	290	430	2015/5/19
維持管理	SES E 7702-3	3	290	430	2015/5/19	
共通	SES E標準化規定	SES E 9901-6	8	610	920	2019/2/5
	SES E規格票の様式	SES E 9902-5	32	1,470	2,200	2019/2/5
	SES E規格の処理手順(解説)	SES E 9903-5	14	1,030	1,550	2019/2/5
	防犯に関する用語の登録運用規定	SES E 9905-3	6	450	660	2017/8/1
	防犯図記号の登録運用規定	SES E 9906-3	5	450	660	2017/8/1

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

申込み先、問合せ先 〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4F) 公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局
(TEL: 03-3431-7301 FAX: 03-3431-7304 mail: info@ssaj.or.jp)



《散歩》

公益社団法人 日本防犯設備協会 出入管理分科会 主査
株式会社アート 技術本部技術開発部開発課 主任

片山 匠人



社会人になってから毎日の運動量が減り体重の増加ということが、私ももれなく該当してしまっていて、10年近く前から運動不足解消を目的に散歩をするようにしています。

平日時間があれば出勤時は最寄り駅から一駅、帰宅時最寄り駅より前におりて歩いたりしますが、大体は休日に10km以上を歩くようにしています。

散歩コースには木々が多くあり、2～3月には梅林の梅の花、3月末から4月頭はあちらこちらで咲いている桜、5月には藤棚の藤を見て季節を感じて歩いています。それだけでは10kmという長い距離を歩くという意味を保つのは難しいと思い、スマートホンで歩数や位置情報が要素となっているゲームアプリを遊んでいたりもします。

このアプリケーションのために、わざわざ小径に入ったり、遠回りをしてみたりと決めているコース以上に歩くこともよくあり、少しこのアプリケーションに操られているようでもありますが楽しく散歩を行えています。

そのように景色とスマートホンのアプリケーションを楽しむ一方で、どうしても仕事柄、建物の入り口付近に取り付いている機器が目に入ってきてしまいます。

「あっ、うちの会社のテンキーだな」とか「○○※さんの製品だ」（※会社名）とか思いながら歩いています。

その中で、ビル、工場などについては昔から電子機器のセキュリティ製品がついているのはありましたが、一般住宅の玄関扉、エントランス入り口にもセキュリティ製品（多くがノブと一体のもの）がついていることが増えてきていると感じています。

これはスマートホンのアプリケーションやカードでの施錠を行える機器が簡易に一般住宅の玄関扉に取付られるということで、機器導入のしやすさ、操作

のしやすさにより導入が進んできているのだと思われます。

それにより、セキュリティがより身近になってきているので、日本人のセキュリティ意識というものが高くなってきていると思われます。

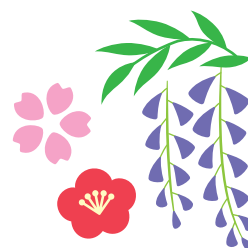
セキュリティ意識が変わってきたもう一つの要因に、スマートホンの普及というのも大きくあると考えています。

スマートホンのロック画面解除のための暗証番号入力、パターン認証から始まり、現在では、生体認証（指紋、顔など）でも行えることでセキュリティというものがより身近なものとなってきています。また生体認証というものへの意識も変わってきているとも思います。

機器導入のしやすさに関しては、コロナ禍ということで、商業施設の入り口、オフィスのビルの入り口、店舗の入り口などでは検温器、消毒液の噴霧器が設置しているのが当たり前になってきていますが、既設店舗への導入やコロナ禍の影響なのかお店の入れ替わりも多くあり、どの機器も設置や移動が直ぐにできるものとなっています。

これは、設備機器にも求められてくる可能性はあると思います。

これからのセキュリティ製品については、より簡易に導入・設置ができ、簡単な認証で且つ高セキュリティが求められることになると思われるので、スマートホンのアプリケーションとの連動や生体認証、一般住宅に設置して違和感のないデザインというものが必要となってくると思っています。



編集後記

今年も、大型で非常に強い台風が数多く日本に上陸し、列島を縦断して、各地域に甚大な被害をもたらしていますが、大雨による情報は何日も前から警戒レベルの情報が入り、気象庁が注意喚起の警笛を鳴らしています。自宅周辺の手帳マップ等を確認し、過去に浸水被害などがエリア別に把握が出来るので家族内で情報共有するのも良いきっかけになるのではないかと思います。また、備蓄品などを確認し、どのような物を準備すべきか、ネットで調べたところ、“東京備蓄ナビ”がヒットし、家族構成等を入力すると必要な備蓄のリストが数多く出てきました。リストに有る備蓄品を確認し、補充及び新規購入を行ったが今後、ローリングストック(ためて、使って、買い足す)の備蓄サイクルを回し、定期的に消費期限・賞味期限を確認してロスを出さない工夫が必要と感じました。また、自宅以外にも会社用のロッカーにも履きやすい靴等も準備した方が良いとの事でした。

風水災害において、避難所へ避難した方々は、新型コロナの関係もあり、必要以上に神経使いストレスが溜まることになると予想されますので、事前準備・事前確認をし、コミュニケーションを取り、今後、大きな災害時に備え、一人一人が気を抜かずに着いて行動する事が一番重要と感じました。

新型コロナ感染者数は減少傾向にありますが、引き続き基本的な感染防止対策(マスクを着用・三密になる施設の利用を避ける等)を個々人が徹底することが大切です。

早く新型コロナが落ち着き、コロナ前の日常生活を取り戻したいものだと思います。

また、やっと朝夕が涼しくなり、ホットしていますが、行楽の秋・スポーツの秋・食欲の秋・読書の秋等を満喫できればと思います。

(T.S.)

ご意見・ご感想をお寄せください

協会事務局

e-mail : tetsuro.sato@ssaj.or.jp
FAX : 03 (3431) 7304

「日防設ジャーナル」2022 爽秋号 (No.138) 2022年10月17日発行

編集 公益社団法人 日本防犯設備協会 運営企画会議

発行 公益社団法人 日本防犯設備協会

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4階)

TEL 03 (3431) 7301 FAX 03 (3431) 7304

ホームページ <https://www.ssaj.or.jp/>

印刷 真生印刷株式会社 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6 TEL 03 (5256) 7731

本誌掲載記事の複写・転載の際は協会事務局へご連絡ください。

RBSSは防犯機器の安心マーク

RBSS (優良防犯機器認定制度)は
公益社団法人 日本防犯設備協会が
実施する認定事業です。

RBSSはRecognition of Better Security Systemの英文略称です。



優良防犯機器



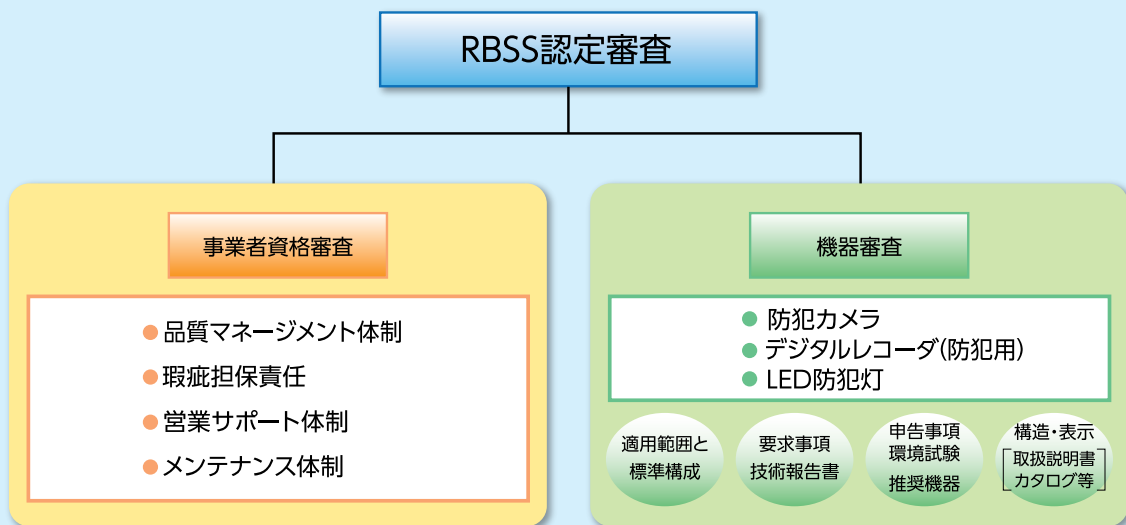
公益社団法人

日本防犯設備協会

は、防犯機器の安心マークです。

RBSS (優良防犯機器認定制度)は、公益社団法人 日本防犯設備協会が一般の方々の安全・安心に寄与することを目的に、防犯機器に必要とされる機能と性能の基準を策定し、その基準に適合した機器を「優良防犯機器」と認定することにより、優良な防犯機器の開発及び普及促進を図る自主認定事業です。

● 申請事業者(企業)の資格審査と申請機器審査の2重審査認定ですので安心です。



● 申請事業者の品質管理や企業姿勢及びサポート力などを審査します。

● 各機器の防犯上に必要な機能・性能や環境対応及び表示などを審査します。

防犯設備士・総合防犯設備士

受講生・受験生

募集

「防犯設備士」＝「防犯のプロフェッショナル」 今、まさに社会が求めている資格です。

防犯設備士

■防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。また、3年毎の更新義務があり、知識の更新を行います。

■受講・受験、資格取得のメリット

防犯に関する設備機器、設備設計、施工や維持管理についての知識を得られます。社員教育の一貫としても活用されています。資格取得により自身の社会的地位の証明ができ、名刺に資格取得を記載することで、顧客から信頼を得いただけます。

■試験概要(年4回)

養成講習：講習動画をオンラインで配信
いつでも・どこでも・何度でも
認定試験：自宅近くのテストセンターで受験
47都道府県、約300か所



総合防犯設備士

■総合防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う総合防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により総合防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の総合防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。

総合防犯設備士は、防犯設備士の上位資格として、特に防犯設備の監理および監査並びに防犯設備士の指導、育成を行う者をいいます。総合防犯設備士資格試験は、防犯設備士資格取得後、通算3年以上の実務経験をもって受験することが出来ます。また、試験は筆記試験および講習認定試験となっており、受験セミナーも開催しています。

■試験概要

筆記試験：1次10月頃、2次(面接)12月頃
講習認定試験：各地域協会からの応募(6月頃)
受験セミナー：年4回(7月～9月頃)



お申し込み・お問い合わせ



公益社団法人 日本防犯設備協会

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4(第2長谷川ビル4F)

TEL 03(3431)7301 FAX 03(3431)7304

メール info@ssaj.or.jp ホームページ <https://www.ssaj.or.jp>